資料番号	5

令和８年 11 月 19 日
課　名　教育委員会事務局
　　秘書広報室
担当者　室長　松田
内　線　4930

広島県教育委員会会議録

令　和　８　年　８　月　１７　日

令　和　８　年　９　月　１１　日

広　島　県　教　育　委　員　会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和８年８月 17 日（月）　13：00 開会
15：35 閉会

１　出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

２　出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸﨑	誠二
学びの変革推進部長	小野	裕之
乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼)参与	蓮浦	顕達
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	松田	公志
教職員課長	中西	正典
文化財課長	倉本	享宏
教育改革課長	山内	領二
義務教育指導課長	長尾	佳和
高校教育指導課長	花﨑	卓史
特別支援教育課長	林	香

審議案件一覧

第１号議案	教職員人事について
第２号議案	広島県博物館協議会の委員の任命について
第３号議案	向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について
第４号議案	「教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメント対策に関する基本方針」の策定について
報告・協議１	県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について
報告・協議２	令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について
報告・協議３	全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について
報告・協議４	令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について
報告・協議５	令和９年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について
報告・協議６	令和９年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

公　開　審　議　案　件

			頁
日程第１	会議録署名者について		1
日程第２	第３号議案	向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について	1
日程第３	第４号議案	「教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメント対策に関する基本方針」の策定について	5
日程第４	報告・協議１	県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について	7
日程第５	報告・協議２	令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	11
日程第６	報告・協議３	全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について	14
日程第７	報告・協議４	令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	14

篠田教育長：　それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、志々田委員、小田原委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員：　第１号議案は個別の人事に関する案件であり、第２号議案は委員の選任に関する案件であり、報告・協議５及び報告・協議６は成案となる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長：　ほかに御意見はありませんでしょうか。

（　な　　し　）

篠田教育長：　それでは、ただいまの細川委員の発言について採決いたします。
第１号議案、第２号議案、報告・協議５及び報告・協議６について公開しないということに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（　全員挙手　）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。
したがいまして、本日の議題は、第１号議案、第２号議案、報告・協議５及び報告・協議６を公開しないで審議することといたします。

第３号議案　向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について

篠田教育長：　それでは、第３号議案、向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について、山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長：　第３号議案によりまして、「向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方」について、御説明いたします。
この２校の今後の在り方につきましては、前回の教育委員会会議でお諮りした「対応方針（素案)」を両校の学校活性化地域協議会において、御説明させていただき、御意見をいただいてまいりました。
資料の１ページを御覧ください。
まず、「向原高等学校の今後の在り方について」でございます。
「１」に学校活性化地域協議会の主な意見を載せております。「協議会として、様々な取組をしてきたが残念である。この先、安芸高田市の子供の数が極端に減ることも踏まえると、やむを得ないと思う」。また、「これだけの施設・設備があるため、教育現場として残して欲しい思いはある。設備を減らしてでも、特殊な学校として残していただきたい」。あるいは、「これからは生徒の思い出作りが大事。少しでも向原高等学校に入って良かったと思ってもらえるようにしていきたい」などの御意見がございました。
続いて、「２　対応方針（案)」でございます。
学校を取り巻く状況や、協議会での御意見を踏まえ、「対応方針（素案)」でお示ししたとおり、令和11年度から生徒募集を停止することが適当であると考えております。
その理由といたしましては、７月の教育委員会会議で御説明した理由と同様でございます。
次に、２ページを御覧ください。
「東城高等学校の今後の在り方について」でございます。
「１」の学校活性化地域協議会における主な御意見を紹介します。「中学３年生が四十数名のため、地元から50％入学してもらわないと厳しい状況である。学校と共にどのような方策が良いかをしっかりと検討したい」。また、「学校の取組のアピールが課題であるため、子供、保護者、地域、それぞれに応じてアプローチの方法を変えながら情報を

伝える必要がある」。あるいは、「高校自体の取組や実績は素晴らしいので、広報が重要であり、そういった広報を他地域の方にも見ていただきたい」などの御意見がございました。

続いて、「２　対応方針（案）」でございます。

東城高等学校につきましても、前回お示しした「対応方針（素案）」のとおり、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することで、令和10年度の新入学生徒数が20人以上及び全校生徒数が60人以上となることを目指すこととといたします。

ただし、令和９年度の新入学生徒数が20人未満の場合には、令和10年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討することとしたいと考えております。

２校の「対応方針（案）」についての説明は以上でございますが、現在、在学している生徒、また、これから入学してくる生徒が、より良い教育環境の下、仲間とともに、充実した高校生活を送ることができるよう、地元市町とも連携しながら、引き続き、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：　御説明ありがとうございました。前回の御説明と同じ内容で、学校活性化地域協議会の皆さんの御意見を踏まえた形で、もう一度御提案いただいたという趣旨だと理解をしました。

ここで、御意見をいただいてきました学校活性化地域協議会とはどのような組織で、どのような皆さんが御参加いただいて、どれぐらいの協議をしていただいたのか、御説明いただいてよろしいでしょうか。

山内教育改革課長：　まず、学校活性化地域協議会でございますが、これは本来、各学校の活動を、学校の取組を盛り上げるために支援をいただいている皆様でございます。参加メンバー、構成メンバーといたしましては、同窓会の方、地元市町の職員の方、近隣中学校の校長先生、地元企業の皆様など、その学校を取り巻き、関係があり、その学校を盛り上げようとしてくださる方々で構成をされております。この１学年１学級規模校には全てそういう協議会が設置されておりますが、例年、年３回程度、会議の形では開催されており、また、その途中もいろいろな学校活動に支援をいただいています。この度、今後の在り方についての素案を御説明させていただきましたところは、７月のときにも伺わせていただきましたが、１時間半から２時間程度協議をさせていただきまして、多様な御意見を頂戴したところでございます。

志々田委員：　ありがとうございます。しっかりとステークホルダーの皆さんに御説明を直接させていただく機会を設けて、そして、このような形でお返事というか、御意見を賜ったということで承知しました。

学校がなくなるという決断を、学校活性化地域協議会の皆さんに全て委ねるつもりはありませんが、今後の対応も含めてしっかりと一緒に考えていかなければいけない地域の大事な皆様だと認識をしておりますので、今後に向けて一緒に、また、どうあれば、今の目の前にいるお子さんたち、これから入ってきてくださるお子さんたちにとって良い教育を提供できるのか、今後も一緒に考えていきたいと思っております。御説明ありがとうございました。以上です。

中村委員：　在り方の検討対象になった２校の今後が二つに分かれたわけですけれども、東城高等学校についてはとりあえず存続ということになりました。これはこれで一つの事例になるとは思いますが、とはいいながら、来年度20人以上の新入生という基準もなかなか簡単ではないと思います。東城高等学校についてもそうですし、他の１学年１学級規模の高等学校についても引き続き、何度も同じことを申し上げているのですが、今のうちにできることを是非しっかり取組をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

その中で、この東城高等学校の学校活性化地域協議会からの御意見の中にある広報、学校の取組、動画配信というのは、これは学校が独自にやる施策ということですか。

山内教育改革課長：　学校の方でしっかり発信していただく内容もございますが、これにつきましては、県の教育委員会におきましても、特に１学年１学級規模校につきましては、ウェブ広告という形で、様々な媒体を通じまして、その学校が取り組んでおられるものを、関心を持ってくださった方々に直接見ていただく、自分の関心に応じて広告が出てくるような形で支援をさせていただいているところです。取組内容自体は学校が発信されることでございますが、その発信の仕方については県の方もしっかり支援をさせていただいている

というところでございます。

中 村 委 員：　ありがとうございます。いろんな関係者に取組の内容が届くということが大事だと思いますし、特に入学者の対象になってくる中学生にきちんと届くということだと思います。今どきの中学生に届きやすい工夫を是非追求していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

小田原委員：　御説明ありがとうございました。沿岸部の統廃合のときはかなり報道されていたのに対して、こちらは報道がそこまででではなかったという印象を持っているのですが、地域の方から直接の意見陳情などは今回はなかったのでしょうか。

山内教育改革課長：　１学年１学級規模校につきましては、令和６年の基本的な考え方でもその基準を既にお示しをしておりますので、皆様、この新入学生徒を20人以上、全校生徒数60人以上ということを、これまでも同じ基準の中で考え、また、そのための学校活性化を取り組んでいただきましたので、そこの状況についてはある意味良く御理解をされておられました。もちろん学校を引き続き存続させる立場でいろんな取組もしていただいておりますし、我々にも御意見は頂戴しているところではございますが、その前提条件があっての上でのこの度の御説明になっておりますので、その点は御理解をいただいているものと考えております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

河 田 委 員：　御説明ありがとうございます。この件は先月のこの場でもいろいろな意見が出ましたし、先ほどお話しいただきましたように、地元でも理解が得られたと聞いておりますので、この二つの高等学校の差は出てしまいましたけれども、納得のいくものではないかと思っております。ただ、いくら理屈があっても、やはり思い出づくりとか、この学校がなくなるということは、地元の人間にとっては非常に重いということだと思います。学校は教育の場だけではありませんので、皆さんもおっしゃられたかと思いますけれども、是非教育の場以外の部分では引き続き地元との話は続けていただければと思いますが、いかがでしょうか。

山内教育改革課長：　まさしく学校と地域で一緒になって様々な活動に取り組んでいただいているところです。地域の活動の中に高校生が出させていただくこともありますし、また、学校の活動の中に地域の方に来ていただく、例えば、文化祭などの学校行事に来ていただくということもあります。相互作用でその地域にとって大事な活動になっておりますので、引き続き学校が関わる部分は教育委員会として様々な形で支援をしてまいりたいと考えております。

河 田 委 員：　学校がなくなったら教育委員会は関係ないということはないとは思いますので、学校がなくなっても、是非、引き続き、中山間地域と教育委員会でよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

細 川 委 員：　御説明ありがとうございました。まず、向原高等学校のことについてお伺いをしたいのですけれども、向原高等学校は、私の地元に近いので、こういう提案が出されることが非常に残念ではございますが、学校も学校経営を一生懸命してくださいましたし、また、地域の方も多大な御支援をいただいてきたところではあるのですが、学校経営のやり方とか県教育委員会としての当該校への管理というものについて、なぜ定員を満たさないことが２年も続いたのかというところにどういう課題を感じておられるのか、お聞かせいただければと思います。

山内教育改革課長：　学校の教育活動自体は、在籍している教職員が生徒の教育ニーズを満たすために様々な形で支援をしております。県教育委員会もそうなのですが、安芸高田市におかれましても、地域の教育に関係する方をスタッフとして学校に配置していただき、その様子を逐次、その方からＳＮＳなどでしっかり発信をしていただくような形で、学校の魅力づくりに努めていただいております。また、授業の状況につきましても様々な形で教職員の配置をさせていただいて、必要な授業などを取り組ませていただいてきたところではございますが、なかなか地元の生徒数が縮小する中で、十分な切磋琢磨できるほどの規模を維持するのが難しかったと認識しております。

細 川 委 員：　ありがとうございました。向原高等学校は今年で創立何周年になられるのでしょうか。

山内教育改革課長：　申し訳ありません。正確に何年かというのは分からないですけれども、既に100周年は迎えていると思います。開校年度が元の女学校時代からですけれども、大正８年、1919年からになっておりますし、令和元年には創立100周年記念を迎えております。

細 川 委 員：　100年を超えられる高等学校ということで伝統もございますので、歴史も長くございます。また、向原高等学校が輩出をされた、たくさんの生徒さんの御功績も大きいと思う

のですけれども、こういうことに対して県教育委員会は、これからどうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

山内教育改革課長：　長い歴史と伝統を誇る向原高等学校でございますので、今後も向原高等学校が果たしてきた役割というのがしっかり地域の方に残されるように、継承の部分にも努めてまいりたいと考えております。

細川委員：　ありがとうございました。続いて、東城高等学校なのですけれども、東城高等学校の卒業式で御挨拶をする機会がございましたので、東城高等学校を守り、そして東城を支えた皆さんがいたから、東城高等学校が100年を超える長い期間、伝統を守って歴史のある学校となってきたのだということを申し上げたのですが、地域の方々、学校関係者や同窓会も含めて、東城高等学校に対するいろいろな御支援や働きかけをしていただいているところです。それを、これからも今以上にそういうお力を借りながら学校を盛り上げていただかないと、やはり東城高等学校も厳しい状況にあることは同じだと思います。ただ、昨今、教員の働き方改革もございますから、以前と同じようにはできないかもしれませんが、私としては、なるべく東城高等学校で地域の方がされてきた伝統的な行事をこれからも続けていっていただきたいと思うのですが、なかなか学校もいろいろな事情もございます。そういうところも県教育委員会としては御支援をしていっていただきたいと思うのですが、その辺の御指導というのはいかがお考えなのでしょうか。

山内教育改革課長：　東城地域におきましては本当に、学校と地域の関係が密でございます。県教育委員会では、この８月５日に、地域と高等学校の在り方に関する研修会というものを開きました。地域とのつながりを持つ団体が講師となりまして、東城高等学校からも教頭先生や他の先生に参加いただきました。また、いかにして地域の皆様と一緒に活動をしていくか、また、東城高等学校の良さをしっかりアピールしていくかということを取り扱いました。そういった活動をする際にも参考になるようなことを、しっかり県教育委員会としても支援をしながら、また、我々がオブザーバーとして参加させていただいております協議会の皆様ともお話をさせていただきながら、少しでもできることを考え、また、秋の地域行事のお祭りなど、生徒さんたちが参加するのを非常に楽しみにされているような地域との関わりを大事にして、東城高等学校の特徴をしっかりアピールしていきたいと考えております。

細川委員：　ありがとうございました。最後にもう１点だけお聞かせをいただきたいのですが、東城高等学校の進路実績を見させていただくと、国公立大学に進学した生徒から地元企業に就職をしてくれる生徒まで様々であります。国公立を狙う生徒や地元で頑張る生徒を、一つの学級で学ぶというのも非常にいろいろな課題がございましょうが、生徒のニーズに応えるという意味では非常に大切なことだと思うのです。その辺の県教育委員会としての御支援の仕方と申しますか、考え方があればお聞かせをいただければと思います。

山内教育改革課長：　東城高等学校におかれましては、今、委員おっしゃっていただいたように複数人、国公立大学に進学者を出された年もございますので、その年々、生徒のニーズに応じた学習支援というものが必要になるとは考えております。先般、東城高等学校校長とも話をさせていただきまして、やはり一人一人の希望に応じてきめ細かく学習支援をしていくということで、学校も体制を組もうとされておられますので、そういったきめ細かい対応や学校の取組を、県教育委員会としてもしっかり支援をしていきたいと考えております。

細川委員：　ありがとうございました。

篠田教育長：　ほかに御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

様々な意見あると思いますけれども、先月の会議でも素案を示しておりまして、この案を対応方針案として決定することになると思いますので、ただいまいただいたような御意見も伺いながら、２校の今後についてしっかり地域とも連携しながら対応していきたいと思います。

それでは、以上で本件の審議を終わりたいと思います。

それでは、採決に移らせていただきます。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（　全員挙手　）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第４号議案　「教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメント対策に関する基本方針」の策定について

篠田教育長：　それでは、第４号議案、「教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメント対策に関する基本方針」の策定について、永井総務課長、説明お願いします。

永井総務課長：　それでは、第４号議案、「教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメント対策に関する基本方針」の策定について御説明いたします。

これは、「１　要旨・目的」のとおり、教育委員会事務局におけるカスタマーハラスメント対策を推進するため、基本方針を策定するものでございます。

この背景といたしましては、「２　現状・背景」のとおり、近年、「カスタマーハラスメント」が社会問題となっていることを受け、令和７年６月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる「改正労働施策総合推進法」が公布されたことが挙げられます。

この法改正では、地方公共団体を含む事業主に対し、カスタマーハラスメント防止のため、必ず講ずべき措置として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備、事後の迅速かつ適切な対応、対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑止のための措置、そのほか併せて講ずべき措置、以上５点が示されております。

２ページを御覧ください。

基本方針の内容としては、「３（２）」のとおり、カスハラの定義や、カスハラに対し、毅然とした対応を行うこと、カスハラに該当しない正当な申し入れに対しては適切に対応すること、さらには、職員自身もカスハラを行わないこと等を定めております。

基本方針については４ページに掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

今後のスケジュールとしては、「４」のとおり、10月１日の施行を予定しております。

このほか、厚生労働省が示している指針や先行団体等の例を参考に「要綱」を策定するほか、職員の具体的な対応例を整理した「マニュアル」を整備する予定でございます。

また、その他の対応としては、「５（１）」のとおり、名札については、現在、フルネーム表記しておりますが、ＳＮＳ等により個人の特定や情報拡散の恐れがあることから、９月から名札の表記を姓のみの表記に見直すこととしております。

３ページを御覧ください。

このほか、県立学校の関係者については、地域住民や保護者の他に、大学等の関係者や地元企業など多岐にわたっており、とりわけ保護者との関係は、行政サービスの提供者と利用者の関係とは異なり、児童生徒の成長を目的として継続的に関わる協働的関係であることに留意する必要がございます。

このため、県立学校における基本方針については、教育的特性を踏まえた独自の方針を定める必要があることから、別途策定する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員：　この基本方針は、知事部局のものと全く同じということになりますか。

永井総務課長：　はい、内容としてはそのとおりでございます。

中村委員：　少し細かいのですけれども、３（２）の最後の「職員自身もカスハラを行わない」ということは、何か余計なお世話のような気もするのですけれども、これはどういう意味なのでしょうか。職場的な何かが特色としてあるのでしたでしょうか。公務員であるからこそ、あえてこれを書いているということでしょうか。

永井総務課長：　法律自体が実際に事業主にカスハラ対策を義務づけているものになりますので、当然ですけれども、我々が加害者にならないというところで、例えば企業さんであるとか、ほかの自治体であるとか、そういった職員の方の労働環境を阻害することにつながりかねないというところで、あえてこの一文を入れているところでございます。

中村委員：　分かりました。

それから最後の、県立学校における基本方針というものもここに書いてあるとおりだと読みましたけれども、学校は学校で、いわゆる一般に言うモンスターペアレントのような問題もあるので、カスハラとは違う何かの対応方針のようなものが必要なのかとも感じます。この辺りについて、教員が疲弊している実態もあると思いますので、何かこれに準じたような対策をつくるなどの対応を考えられてはいかがかと思いました。以上です。

永井総務課長：　御指摘ありがとうございます。その上で、学校における基本方針の策定については、今、総務課ではなくて学校経営課の方が所掌してございますので、その辺りは実情も踏まえて、基本方針や要綱、マニュアルの策定を併せて行っていきたいと考えております。

志々田委員：　今、中村委員もおっしゃった、学校に対するカスタマーハラスメントの防止策については、困っておられるのは学校も同じだと思うので、いつまでに定められるのでしょうか。

永井総務課長：　実際にこの基本方針は10月までには策定します。基本方針、要綱、マニュアルというのは一つのセットになっておりますので、それを10月までに策定したいと考えております。

志々田委員：　ということは、１か月遅れぐらいでということですか。

永井総務課長：　そうです。

志々田委員：　事務局と学校は性質は違うものの、なるべくきちんと分かりやすくお示しして、当然のことを当然にお願いするだけのことだと思います。教職員を守るのも我々の仕事かと思いますので、なるべく緩めることなく、是非積極的な、そして公正な規程づくりをお願いしたいと思います。以上、意見です。

河田委員：　皆さんがおっしゃることと一緒なのですけれども、事務局と教育現場の学校で違うと思いますので、別途作られるということなのですが、ここにも書いてあるとおり、（２）の県立学校における基本方針の１なのですけれども、結局、保護者が何とかすごい強い気持ちでこの教育をこうしたいということをカスハラでばっさり切られると、それはそれで問題なのですけれども、とはいえ、あまりにも過度な要求は、対応した教員が疲弊することになります。ここの線引きが非常に難しいのではないかとは思います。そこまでマニュアルに書かれるかどうか難しいのですけれども、ただ、やはり教育に対して非常に熱意のある方がばっさり切られることもないようにだけはお願いしたいと意見として出させていただきました。

小田原委員：　説明ありがとうございました。これまでに、例えば事務局でカスハラがあったような事実などはあるのでしょうか。

永井総務課長：　事務局での正確な数というものは正直把握はしてございませんが、昨年、知事部局の方で、職員に対して実際にカスハラがあったかどうかという実態調査の方を実施してございまして、その中で、「職員が感じた」という事実はあるのですけれども、約３割の職員が何らかの形で暴言であるとか、威圧的な態度であるとか、そういったことを受けたと回答をしております。

小田原委員：　分かりました。思ったより数が多いので驚いたのですが、基本方針の中で「カスハラに該当しない正当な申入れには適切に対応する」というのは、これは当たり前だと思っていますが、先ほど河田委員がおっしゃったとおり、内容は正当であったり、聞く余地があったりする話であっても、熱が入り過ぎて、受ける側からすると威圧的だったという評価をせざるを得ないようなケースも多分出てくるのだろうというところを思っています。そうなると、ここから更にマニュアルの中で具体的になっていくのだと思うのですが、このカスハラの定義の部分は結構しっかりしないと、カスハラに認定されるものがどんどん広がりかねないとは思ったところでございます。以上です。

永井総務課長：　御指摘いただきましたように、県民の皆さんから意見や申入れというものは、その内容や状況によって大きく異なることから、カスハラというものを一律に定めるということはなかなか難しいと思っております。しかしながら、一定の何らかの例えば回数であるとか時間であるとか、そういった目安を今後策定するマニュアルの中でそういったところはお示ししていきたいと考えております。

小田原委員：　ありがとうございます。

細川委員：　御説明ありがとうございました。他の委員と同じような内容になるかもしれないのですけれども、脅迫とか威圧的というのは非常に個人差のある感情で、ある方は威圧的と感じても、ある方は感じないというところがあって、この県立高等学校における基本方針にあるように、教育的観点からの慎重な対応を求められるというのは御注意をいただくところかと思います。

　また、昨今は皆さん御経験かと思うのですけれども、一般企業や行政の方でも、「お電話を録音させていただきます」というような対応を取られる企業がだんだん出てまいりました。そういうところで、やはり事務局も学校も、御意見をいただく方がどういうことを言われているか、どのくらいの時間がかかっているかなどを御注意いただく必要があります。通常ですと、建設的な御意見をいただく場合は20分も30分も時間は要らない

と思います。ところが、カスハラに該当するような方は同じことを何回も何回も言われたりするのだと思うのです。そういうようなときの身を守る方法もきちんとここに落とし込んでいただいて、実際、地元の学校なんかは、電話は何分以内でお願いしますといった取扱いをされているところもあると思います。そういうことも考慮いただいてから、教育的観点からの御意見なのか、若しくはそうでないのかというのを判断いただければと思うのですが、その辺のところはどういうようなお考えをされておりますか。

永井総務課長：　電話の録音も一般的にカスハラ対策として有用な一つであるとはもちろん認識してございますし、導入されている自治体もあるとは承知しております。しかし、一方で、録音されたデータ自身は個人情報に該当するというところもございますので、その職場の実情も踏まえながら、今後、導入の是非というところも考えていきたいと考えております。

細 川 委 員：　よろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

マニュアルと学校の方針については別途検討しつつ、学校の方針については公開することになっておりますけれども、引き続き御意見お聞きしながら進めていきたいと思います。

一旦、この基本方針について、これで採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議１　県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について

篠田教育長：　それでは、報告・協議１、県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について、倉本文化財課長、説明をお願いします。

倉本文化財課長：　失礼いたします。報告・協議１によりまして、「県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について」御説明いたします。

資料の１ページの「１　要旨・目的」を御覧ください。

この事業につきましては、今年度、新たに実施する事業で、広島県内の楽しめる場所や、楽しめる機会の創出に向けて、県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館におきまして、若年層やファミリー層を主な対象として、県内の歴史文化資源を活用した、これまでにない体験型イベントを実施するものでございます。

次に、「２」を御覧ください。

三次市にございます「県立歴史民俗資料館」では、県内の原始から古代にかけての遺跡や出土品などを数多く展示し、学ぶことができる資料館の特徴を生かし、隣接するみよし風土記の丘を活用した古代の暮らしを体験できる「古代キャンプ」を、小学校４年生から６年生とその保護者を対象として、１泊２日の日程で実施いたします。

１日目は、歴史民俗資料館を見学し、出土遺物から古代の暮らしを学んだ後に、古代衣装づくりや、竪穴式住居づくり、火おこしや土器炊飯など、普段の生活では体験できない古代の暮らしを、リアルに体験していただくこととしております。また、２日目は、三次もののけミュージアムの見学や、かつて城下町であった三次町の散策など、江戸時代の三次の歴史を体感するメニューとしております。

続きまして、資料２ページの「３」を御覧ください。

福山市にございます「県立歴史博物館」では、特に、若年層を中心とした、新たな来館者の獲得と、夜間を含めた博物館の新たな魅力を発信する「ナイトミュージアム」を、９月18日から12月27日までの土日を中心に、合計34日間、実施いたします。

この「ナイトミュージアム」の柱の１つである「謎解きイベント」は、全国で初めて、中世の民衆の暮らしを明らかにした港町「草戸千軒」を、約700年前の姿で実物大に復原した「展示室」を舞台に、中世の民衆の暮らしを体感しながら謎を解いていくイベントで、一部の日程では、アクターによる演出を取り入れ、より一層、中世の民衆の夜の暮

らしを体感できる“没入型”の謎解きイベントとすることとしております。
もう１つの柱である「ライトアップ」につきましては、９月から12月の第３金曜日及び土曜日を中心に開館時間を延長し、瀬戸内の港町の水辺をイメージした博物館正面入口のライトアップや、草戸千軒展示室をマジックアワーに見立てた館内のライトアップを実施するほか、フォトスポットの設置や、ハロウィン、クリスマスなどの季節イベントも開催することとしております。
さらには、福山駅に近いという交通の利便性を生かしながら、ふくやま文化ゾーン内の施設との連携や、周辺イベントとの連携も予定しているところでございます。
教育委員会といたしましては、こうした「これまでにない」県内の歴史文化に親しむ機会を提供していくことによりまして、本県の歴史や文化に興味・関心を持つ“きっかけづくり”や、歴史民俗資料館や歴史博物館の認知度の向上、さらには、歴史文化に親しむ環境の充実や、地域の魅力向上などにつなげてまいりたいと考えているところでございます。
説明については、以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：　とても魅力的なプログラムをつくっていただきました。この背景には、恐らく教育委員会が所管をしている博物館等の利用率がなかなか増えていかないといったことであるとか、老朽化も含めてそこを修繕していくためには、多くの皆さんに御利用いただいているという確証がないと、なかなか予算要求も難しいといったような、社会教育施設が抱えておられる課題を、何とか職員の皆さんが頑張ろうとしてアイデアを出してくださったのだろうと非常にうれしく思って聞いておりました。
こうした昔からの博物館をもう一度見直してもらおうとしていたり、新しいアイデアで魅力化しようとしたりする取組は全国でいろいろ行われているとは思うのですけれども、広島県として、職員が自分たちだけで頑張っていても、なかなか新しいアイデアもノウハウも生じにくくあると思います。民間は様々なサービスがありますので、助けてくださる方々や、連携相手として今回の事業を一緒にやったり考えたりする方々、そして、継続的に一緒にパートナーとなれるような、そういう団体があるのかどうか、又は連携先にどんなところがあるのか、教えていただきたいのが１点です。
もう１点として、職員さんたちにとって博物館というのは、観光や文化の発信の拠点ではある一方で、文化を残していくという大切な機能を軽んじるようでは、本末転倒なことになると思います。ナイトミュージアムのように、夜遅くの開館などを行ったときに、職員に負担のかかるようなものは持続可能性がありませんし、なかなか難しいと思いますので、特別な事業を増やしていくことによって、従来からの職務についてはきちんと整理をしたり、新たに新しい方に来ていただくなどの処置をされているのかどうか、この２点お聞きしたいと思います。お願いします。

倉本文化財課長：　ありがとうございます。まず、継続しての連携先、相手先というところでございますが、まず、今回実施に当たっては両館とも委託契約をしておりまして、三次の方につきましては、みよしＤＭＯを委託先として実施をすることとしております。歴史博物館につきましては中国放送、いわゆるＲＣＣでございますが、プロポーザルの結果、委託先としてＲＣＣに決定しておりまして、ここを中心に実施することとしております。ただ、これにつきましては、あくまでも今年度の実施に当たっての委託先でございまして、先ほど志々田委員が御質問された、継続的、永続的となりますと、まだそういった相手先はございません。ただ、今回の実施に当たって、例えば歴史博物館につきましては、ふくやま文化ゾーンにありまして、ふくやま美術館や福山城博物館もふくやま文化ゾーン内にありますので、例えば、歴史博物館が開館時間を延長してライトアップをするときに、一緒に歩幅を合わせて、同じように開館時間を延長していただくといったことで、一緒にやっていきましょうというような声は、歴史民俗資料館につきましても、奥田元宋・小由女美術館などからお声がけをいただいております。そういった連携をしっかりと大切にしていきながら、今後につなげていくことができればと思っております。
もう１点、職員の負担というところで非常にありがたいお言葉をいただいておりますが、これにつきましては、当然、職員の過度な負担増になるということは避けないといけないと思っております。実際に、今まで博物館に求められております保存、活用、継承といったところをおろそかにするわけにはいきませんので、そこはしっかりとやっていきたいと思います。どの館も、県民や子供たちにも見ていただきたい良い資料や展示物が非常にたくさんありますので、一つの観点として、そういった貴重なものが我が県

にあるのだということを知ってもらい、露出度を上げながら、今年度からしっかりと取り組んでいきたいというところの、先駆け的な事業として考えております。今後、委員の方から御指摘いただいたところはしっかりと頭に入れながら、その辺りがうまく回るようにやっていくことができればと考えております。

志々田委員：　ありがとうございます。きちんと民間の方たちが入ってくださっているということで安心しました。

今申し上げたとおりではあるのですけれども、例えば、県立学校の子供たちや、福山にも三次にもあります大学の若い人たちの連携であったり、アイデアだったりをしっかりとつなげていくような仕組みも今後期待したいと思っています。また、まちづくりについて、結局、博物館は文化的資源でありますので、まちづくりの行政と非常になじみのいい教育分野であると思っています。そういう意味では、今おっしゃっていただいたように、地域おこしとしてふくやま文化ゾーンというところで既につながっているというお話を聞きましたが、民間と、まちづくりという枠組みの中で一緒にやっていける相手、継続的に相談できる相手として、コンソーシアムやネットワーク、フォーラムなどというように、いろんな名前で呼ばれている団体があります。そういう市民の草の根の中で、民間のすてきなアイデアをもらおうと、お金を使って資源を出していただくのは立ち上げ時には非常に大事なことですが、これを定着させていくためには、草の根の団体さんの取組や本当に愛してくださっている、長年使ってくださっている方たちの声も聞くということで、バランス良く、この事業を膨らませていっていただけると、広島県にとって非常に良いことになるのではないかと思います。以上です。

倉本文化財課長：　ありがとうございます。委員のお話にありました若い人たち、若い子たちの力をというところでいきますと、歴史博物館は、近年は毎年度、夏に草戸千軒展示室を活用したお化け屋敷というのをやっておりますが、ここには福山大学の心理学を学ぶ学生さんたちに、心理学を用いたお化け屋敷として、御協力をいただきながらやっているといったことでありますとか、やはり地元の小学生、中学生もそうですが、高校生あたりとの連携も、両館ともやっておりますので、もっとその辺は日常的にお互いがウィン・ウィンになるようなことにつなげていくことができればと考えております。ありがとうございます。

小田原委員：　御説明ありがとうございました。両方ともすごく魅力的で楽しそうだと思いました。

まず、三次の方なのですけれども、これは大体参加料はどれぐらいになるのでしょうか。

倉本文化財課長：　参加につきましては小学生１人と保護者１人でございまして、１組でいきますと8,000円の参加料でございます。これにつきましては、いわゆる食事代として、１日目の昼と夜と、２日目の朝と昼の４食というところで、4,000円を２名分というところで8,000円を頂くということにしております。

小田原委員：　ありがとうございます。参加費がかなり安いと思って驚いているのですが、これは今後もし成功したりしたら、学校などに「林間学校でこう使える」という提案などもしていけるのかと思って、すごく期待をしています。

次に、ナイトミュージアムの方なのですが、私が勘違いしていたら申し訳ないのですが、ナイトミュージアムというと、通常閉館している時間を開館してやっているという理解でいいのでしょうか。

倉本文化財課長：　そうです。ナイトミュージアムにつきましては、資料の２ページ目の実施内容というところでカレンダーが書いてあると思うのですけれども、基本的には、謎解きイベントにつきましては通常の開館時間内で、17時までの中でやらせていただきます。夜の謎解きイベントにつきましては、ライトアップをするのが合計８回でございます。毎月２回行う予定で、９月は18日と19日ですけれども、ライトアップ時には開館時間を延長した上で謎解きイベントも行うということで、延長時間につきましては、１回17時で閉館した後に、18時から20時までの２時間をナイトミュージアム用に開館するという予定でおります。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

ナイトミュージアムはナイトミュージアムとして午後６時から午後８時に開館して行うということですね。昼の謎解きイベントは、この時間中もマジックアワーに演出とあるので、通常開館時間中に、昼のライトアップではなく、夜のような雰囲気を出して、謎解きをしていくということでいいのでしょうか。

倉本文化財課長：　分かりにくくて申し訳ございませんが、昼はあくまでも昼の状況でございまして、ラ

イトアップの合計８回のタイミングのところで、正面玄関のライトアップでありますとか、館内をマジックアワーに見立てたような光の演出をやらせていただくこととしております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

河 田 委 員：　私は福山在住ですが、歴史博物館の２階の草戸千軒展示室はなかなかすごい施設なのに、福山の子供たちはあまり知らないのです。そのため、こういうイベントは非常に良いと思います。また、福山は今、冬季のイベントが少ないので、観光協会などの団体が、福山駅周辺で冬に何かイベントがないか模索しております。先ほど志々田委員も言われましたけれども、ここを連携軸として幾つかイベントが書かれておりますので、これを福山の商工会議所か、観光協会とかはこれからの話になるとは思いますけれども、その辺りの団体と一緒にやれば、福山としても盛り上がりますし、草戸千軒を知らない子供たちも結構多いのではないかと思うので、そういった子供たちの心に魅力が訴求できると思います。

先ほどお化け屋敷の話がありましたけれども、同じ文化ゾーンにありますふくやま美術館も今、お化けをやっていまして、そういうイベントと連携され、一体となって実施するというのは非常に面白いと思いますので、志々田委員も言われたとおり、どういうところが核になるかを検討しつつ、県教育委員会も是非、福山のまちづくりに協力していただければありがたいと思ったところです。

倉本文化財課長：　ありがとうございます。歴史博物館の話でいきますと、運営や企画自体はＲＣＣが中心になってやっているのですけれども、河田委員の御指摘のとおり、やはり地元の企業や団体へのいわゆる協力依頼といいますか、「こういうことをやるので、一緒に盛り上げていきましょう」というお話は今、館長の方が観光協会や商工会などに出向いて話をさせていただいておりまして、非常に好意的な御意見をいただいていると聞いております。

歴史博物館だけでは、良いことにはならないと思っておりますので、本当にいろんなところに御協力をいただきながら実施していこうと思っております。歴史博物館は福山駅裏という非常に立地が良いところに位置しておりますので、先ほどふくやま美術館のお化け展の話がありましたけれども、先般もふくやま美術館でバーバパパを呼んでおりまして、歴史博物館の屋上にバーバパパの着ぐるみを連れていって、新幹線に向けて手を振るなどしたことをＳＮＳで発信したことで、それが反響を呼んだというような話も聞いております。ふくやま美術館でもう一度バーバパパを呼ぶという話も聞いておりまして、そのときには歴史博物館にも寄ってもらうといったアイデアも、歴史博物館の方が出していると聞いておりますので、そういうこともしっかりとやっていきたいと思っております。

細 川 委 員：　御説明ありがとうございました。私の方からは三次の歴史民俗資料館のことに関してなのですけれども、今現在、「子どもたちに贈る三次の夏休み」ということで、当館と奥田元宋・小由女美術館のコラボレーションの夏休みイベントが開催中であります。ここでは三次もののけミュージアムとのコラボレーションということで、三次の歴史文化を学んでいただく非常に良いきっかけになるのではないかと思います。また、歴史民俗資料館で１日目にされている内容というのは、かつてもいろいろとやってきていただいたところですが、宿泊を伴うというところで、恐らく初めてではないかと思っているところです。そういう県立と市立の相乗効果も、是非、今回大成功となれば良いと思うのですが、県北にはまだ鵜飼いですとか、安芸高田に行くと郡山城もありますし、また、三次と安芸高田では神楽も非常に盛んにされておって、そういう歴史や文化を伝承していくためには、いろいろな方がいろいろな取組をしていただく中で、地元も非常に頑張っておられますが、こういうことも大きな御支援になるのではないかと思っているところです。

また、課長は先ほど高校生も御協力いただくというようなこともおっしゃっていたのですけれども、是非、三次のイベントも福山のイベントも、地元の高校生や児童と保護者だけではなく、こういうイベントで高校生のみんなが小さい子と一緒に生活する、小さい子とやり取りするという経験をすることは、非常に重要な大切な時間になるのではないかと思います。その辺のところも、今回間に合わない場合には、次回からお考えをいただいて、是非、高校生の力を借りるということを、お願いを申し上げたいと思うのですが、いかがでしょうか。

倉本文化財課長：　ありがとうございます。まず、今回につきましては、このタイミングで高校生の協力をいただくというところは非常に厳しいかと正直思っております。今回、これからやっ

ていくわけなのですけれども、やはり参加した子供たちの感想であるとか保護者の感想もいただきながら、来年度以降もこういうような体験活動ができるようにはやっていきたいと思っております。

細川委員の方からございましたように、歴史民俗資料館につきましては、いわゆる勾玉作りであるとか石器で体験をしていくという単発のものについては、これまでも続けてきております。そこについても、やはり館の学芸員が中心となってやっておりますので、アドバイスいただきましたように、例えば高校生とか大学生あたりで、考古であるとか歴史であるとか、そういったところに興味のある子たちに参加いただけるところも視野に入れながら、どういった工夫ができるかというところはしっかりと考えさせていただければと思っております。

中 村 委 員：　これまでにない体験型のイベントをやられるということで、非常にいいと思って資料を見ていましたが、私も、志々田委員がおっしゃった持続可能性というところが少し気になりました。また、今回の企画は非常に魅力があると思ったのですが、説明を聞くと、福山のイベントはＲＣＣに企画と運営をしてもらうということなのですが、この34日間のイベントで幾らぐらいの経費がかかっているのでしょうか。

倉本文化財課長：　委託料といたしましては約1,400万円ということでございます。事前の、例えばＣＭを流すであるとか、当日の謎解きイベントの体験キットというものを配ったりするわけですが、そういうものの作成であるとか、そういう広報なども含めて1,400万円でお願いをしているところでございます。

中 村 委 員：　費用もかけてやるということだと思いますが、とりあえず今回やってみて、その反応等も踏まえて、また来年度以降、予算措置も含めて、可能であれば是非、継続的にやっていただければと思いました。経費のことばかり考えていたところですが、志々田委員のおっしゃるように、人的な負担というのもあると思いますので、その辺も含めて持続可能なやり方を考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

準備は最終段階ではありますけれども、今年度いただいた意見を踏まえて準備することとし、また、次にどうやって持続可能な形につなげていくかが大事だと思いますので、引き続き検討の方及び準備をよろしくお願いします。

以上で本件の審議を終わります。

報告・協議２　令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

篠田教育長：　それでは、報告・協議２、令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、山内教育改革課長、説明お願いします。

山内教育改革課長：　それでは、令和９年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御報告いたします。

令和９年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、５月15日の教育委員会会議で御審議いただき、決定したところでございます。

今回、令和９年度入学者選抜において、基本方針を踏まえて、全ての高等学校で共通して実施する事項に加え、校長の裁量で実施する内容を取りまとめました。

資料１ページを御覧ください。

「１　一次選抜」でございます。実施校数は、100校162学科・コースとなっております。表中に、「特色枠」の欄がございます。各高等学校では、課程、学科等の特色に応じ、入学定員の50％以内で、特色枠を設けることができ、今年度は58校103学科・コースで取り組むこととなっております。

次に、表中の「各検査等の配点の比重」の欄でございます。

一般枠では、学力検査、調査書、自己表現の配点の比重は、６対２対２となっております。それに対して、特色枠におきましては、各高等学校の課程、学科等の特色に応じて、学力検査、調査書、自己表現等の配点に学校独自で比重をかけることができます。

特色枠を設ける58校のうち、例えば、調査書の比重を５以上としている学校が25校となっており、いずれかの検査に５以上の比重をかけている31校の状況を、ア～エで分類しております。

次に、「傾斜配点」の欄でございます。

一般枠、特色枠ともに、特定の教科について、傾斜配点を実施できることとしており、

表の「Ａ」の15校が特色枠の学力検査、「Ｂ」の８校が一般枠での学力検査、「Ｃ」の19校が特色枠での調査書に傾斜をかけるようにしております。
次に、「学校独自検査」の欄でございます。
各高等学校は、課程、学科等の特色に応じて、学校独自の検査を実施できることとしており、面接が12校、作文が３校、実技が５校、自校作成問題による学力検査が１校となっております。
なお、「２　二次選抜」におきましても、学校独自検査を実施できることとしており、表のとおりとなっております。
各高等学校の入学者選抜の実施内容については、資料２ページから９ページに、また、資料10ページ以降には、１校ごとの詳細を示した「入学者選抜実施内容シート」をとりまとめた冊子の抜粋版を掲載しております。
説明は以上でございます。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：　御説明ありがとうございます。本来、学校が採りたい、来てほしい人材を、きちんと入試の選抜によって見極めることができるために、様々な工夫をするということは非常に良いことだと思います。そのため、それぞれの学校にとって意図があってこういうことをされているのだということを前提にお話をしたいのですけれども、調査書の配点を高くするというのは、一体、学校側にはどのような意図があってやっておられるのでしょうか。

山内教育改革課長：　調査書を重視したい学校につきましては、特に中学校生活における生徒さんの頑張りを見たいというような思いは強く出ております。

志々田委員：　頑張りというのは、調査書の内容になりますと基本的にどのようなものになるのでしょうか。

山内教育改革課長：　調査書の方におきましては、当日学力検査を行う５教科以外に、実技教科といいますが、家庭科ですとか音楽、体育といったものの教科もございます。学校によりましては、そういった５教科以外の教科の比重を高くする学校もあります。そのようにして、中学校生活全般において努力したところがしっかり見取れるような意図を持って調査書の比重を高くする学校がございます。

志々田委員：　ありがとうございます。良く分かりました。
恐らく入試の改革の文脈の中で、子供たちの中学校における頑張りを否定するわけではありませんが、調査書の在り方やその比重については、やはり中学校までなかなか学校にうまく来られなかったお子さんたちのために、これからのやる気をしっかり評価しよう、若しくは自分がこの学校に行きたいんだという意思表明や自分の思いというものを大事にしようという形で、ここまでうまくいかなかった子たちが高等学校でもう一度頑張りたいという気持ちをうまく酌み取れるような入試改革を広島県としては行ってきたんだろうと思っています。そのため、学校の特色にも関わりますが、高等学校が必要としている、こうした標準とは違う入試をするときには、それの整合性と正当性というものを、きちんと公平性も含めて御検討いただければと強く思っています。
そのため、「これは今までやっていた、今まで問題がなかったから、これまでどおりこうした特色枠を使っていく」というのではなく、毎年毎年、昨年度の入試で採った子供さんたちのその後の経過であったり、それから定員の充足率であったりなどといった、その現状を毎年毎年きちんと見直した上でこうした選抜を選んでくださっているのであれば良いのですが、そういうことはしてくださっているのでしょうか。

山内教育改革課長：　毎年、各学校において、自校においてどのような入試が良いのかというのを検討していただいたものを取りまとめたものでございます。

志々田委員：　非常に安心しました。良い入試ができることを祈っています。ありがとうございます。

河田委員：　今の話の続きになるかもしれませんが、資料の公立全体の校数が、令和８年から令和９年で特色枠が62校から58校に減っております。更に前の年度からの比較がないと分からないところではありますが、特色を持って行うというのは非常に良いことだと思うのですけれども、実際に行っている高等学校が減っているというのは、これはどう評価されているのでしょうか。

山内教育改革課長：　実はこの特色枠につきましては、入学定員の50％以内において実施できるということにしております。自校の採りたい生徒さんに応じて特色枠による選抜を実施したいのですが、非常に厳しい状況がありまして、志願する生徒数が１倍を超えないと、特色枠で算定をしても、一般枠で算定しても、合格者のラインが若干動くことはございますが、

基本的にあまり差がつかないといったような実態がございます。なかなか定員を満たせない学校などにおきましては、算定の業務がかなり複雑な部分も出てきますので、そういう点も考慮して、あえて特色枠による選抜をせずに一般枠による選抜のみで入試をしようと判断された学校が今年は４校ございました。

河 田 委 員：　そういう生徒の数が少ないところはある意味致し方ないという部分がありますが、方向性とすると、やはり特色枠というのは今後も重要視して、ある程度、広げていこうという考えでよろしいでしょうか。

山内教育改革課長：　入試制度全般に関わりますので、慎重に検討する必要はありますが、やはり特色枠というのが、自校が求める生徒はこういう生徒であるという、学校の一つのメッセージにもなりますので、そこのメッセージがはっきり伝わるような形で、入試制度ということも常に不断の見直しが必要だろうと考えております。

河 田 委 員：　数字だけ見ており失礼しました。この特色枠というのは、今言われたように、学校のメッセージになると思いますので、是非その学校の特色を生かせるように、それが本当にそうなっているかというのもきちんと見ながら進めていただければと思います。

小田原委員：　説明ありがとうございました。中１の頃から特色枠で高等学校に行くと決めている子はそこまで多くはないとは思うのですが、とはいえ、令和８年から令和９年の変化はそこまで大きくはないのですけれども、それでも学力検査の比重を変える学校が１校あったりとか、自己表現の割合を変える学校が１校あったりとかといったことがある中で、高等学校受検は中３から始めればいいのか、中１から始めないといけないのかとか、そういったところは受検生にとっては非常に重要な死活問題かと思っています。こういった発表についても、何年か前に行うのではなくて、来年度のものをこの１年前の時期にしか開示しないというような運用になっているのでしょうか。

山内教育改革課長：　入試の配点等につきましては毎年、まず、この時期に取りまとめた内容を見ていただき、細かいものにつきましては、12月の段階で各学校が選抜の実施要項内容を出しますので、それらを見て最終確定するようになりますが、まず、現段階のものを見ていただいて、生徒さんたちは志望校を検討いただくこととなります。

　先ほど、どの段階から見てもらうのがいいのかという話でありますが、特色枠か一般枠かということで、生徒さんにどちらが自分の入試にとって有利・不利かということを検討いただくことは少ないのかと思います。生徒に受検をしていただいた後、学校側がまず自校の特色枠に応じた比重で採点をし、合格者を採っていきます。もちろん理数系に重きを置いたような学校であれば、そのような特徴を捉えた生徒さんはそういう学校を重視し、選ばれると思いますが、あくまで50％以内の枠の中で、学校がそういう採点をさせていただいた後、特色枠ではない一般枠のところで合否をまた考えていくようになります。いずれにしても、生徒は特色枠と一般枠どちらかの入試問題を解くわけではなくて、一つの問題を解いていただいて、学校側が採点の仕方を工夫しているという仕組みになりますので、生徒さんは志望校をしっかり選んで受検いただいたら良い制度になっております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。子供がいると、そういったところがどうしても気になりますので、対策とかどうなるのだろうというところを考えました。

　もう１点、この特色枠とか一般枠とかの話とは少し離れるのですが、最近ニュースで定員内不合格を出しているというのがありまして、それは学校がそれぞれこういう基準を満たした生徒が欲しいというのは当たり前なので、それは一定数あるのだろうということは思っているのですが、これは来年以降も定員内不合格というのは一般枠であろうと特色枠であろうと、一次だろうと二次だろうと、それは生じ得るということでよろしいのでしょうか。

山内教育改革課長：　高等学校への入学者の決定につきましては、これは学校教育法の施行規則におきまして、校長の権限として定まっております。校長の方は、今ここで御説明させていただきました学力検査ですとか調査書ですとか、そういった内容を踏まえて総合的に判断をして、入学者の決定を行います。その際、自校の特色、また、学校の状況、それから当該受検者の状況を踏まえて、各校長が慎重に判断した結果、定員内であっても不合格になるということはあり得るものと認識しております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

　それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議３　全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について

篠田教育長：　それでは、報告・協議３、全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について、引き続き山内教育改革課長、説明お願いします。

山内教育改革課長：　全国から生徒募集を行う県立高等学校（特定校）の対象拡大について御説明いたします。

「１　要旨」にありますとおり、今後、児童生徒数の一層の減少が見込まれる中においても、生徒が集団の中で切磋琢磨できる環境を整備し、活力ある教育活動を展開していくため、全国から生徒募集を行う県立高等学校、いわゆる「特定校」の対象範囲を拡大したいと考えております。

続いて、「２　拡大の内容」を御覧ください。

現行の制度につきましては、令和８年度入学者選抜から運用を開始しており、その対象は、１学年１学級規模校あるいは、「中山間地域に所在し」かつ「自治体内唯一」の学校のうち、全国募集の実施を希望する16校でございます。

令和９年度からは、今後、県内生徒だけでは、生徒が集団の中で切磋琢磨できる環境を維持することが難しいと見込まれる学校についても全国募集の対象となるよう、「「中山間地域に所在し」かつ「自治体内唯一」」という条件から、「自治体内唯一」という制限を撤廃したいと考えております。

これにより、外国人生徒等のみを対象に入学者選抜を実施している広島叡智学園高等学校を除いて、新たに11校が対象となります。

続いて、「３　学校が実施に当たって留意する事項」を御覧ください。

全国募集の実施に当たっては、県外生の受入れ人数の設定は、県内志願者へ配慮したものとすること、地域とともに活性化・魅力づくりに取り組むこと、地域と連携し、住まいや食事の提供、生徒の世話をする方を確保することという留意事項を設けており、これらにつきましては、新たな対象校に対しても同様に適用することといたします。

最後に、「４　県外からの受入れの実施及び受入れ人数」にお示ししておりますとおり、県外からの受入れの実施及び受入れ人数につきましては、例年12月頃に公表いたします、各学校の入学者選抜実施要項で定めることとなります。

説明は以上でございます。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員：　これは対象の拡大ということなのですが、現状、実際希望している学校というのは実態はどうなのでしょうか。

山内教育改革課長：　令和８年度、昨年度末に実施した学校でいいますと、12校で実施をいたしましたが、実際に入学があったのは９校41名という状況になってございます。今後につきましては、今検討している学校というのが２校程度ございます。

中村委員：　ということは、現状14校の中の12校が希望したということですね。その希望するしないの差というのは、どういうところにあるのでしょうか。

山内教育改革課長：　現状、制度上16校が対象になっております。

中村委員：　16校ですか、失礼しました。

山内教育改革課長：　16校のうち、12校で行いました。希望、実施したけれども生徒が来なかったという学校もございますが、そもそもできていない学校としては、やはり生徒の受入れ体制が整っているかどうかというのが大きい問題になります。下宿の場所もそうですが、年間通じて食事を提供するような体制が整っているかどうか、そういったものがあって初めて全国募集ができますので、そこが大きなポイントになっております。

中村委員：　ありがとうございます。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議４　令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

篠田教育長：　それでは、報告・協議４、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、長尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

長尾義務教育指導課長：　報告・協議４によりまして、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果の概要につい

て御報告をいたします。
お手元の資料１ページを御覧ください。
本調査は、令和８年４月20日～５月29日に、小学校第６学年の児童及び中学校第３学年の生徒を対象に実施されました。
３の「教科に関する調査の結果」を御覧ください。今回出題された学習内容について、小学校は、国語及び算数において、平均正答率が全国を上回っておりました。また、中学校は、国語及び数学において、平均正答率と同程度、英語（３技能）において、平均ＩＲＴスコアが全国を下回っておりました。
中学校英語につきましては、紙ではなく、一人１台端末を活用したＣＢＴで、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の３技能は４月20日～23日の４日間に、「話すこと」は４月24日～５月29日に分散して実施され、平均正答率ではなく、平均ＩＲＴスコアで示されております。なお、現段階では、国から３技能の結果しか提供されておらず、「話すこと」を含む４技能については、９月以降、結果が返却され次第、ホームページにて公表予定です。
各教科の結果の詳細については、２ページ以降に、各教科における「正答数分布グラフ」や「内容別平均正答率」、「正答率上位２問、下位２問」に加え、より広島県の傾向を把握し、授業改善につなげていけるよう、「正答数ごとの層分布」、「全国平均正答率を上回った上位２問」と「全国平均正答率を下回った下位２問」を示しております。
資料６ページを御覧ください。今回英語において、右下の「平均正答率下位２問」に示しておりますように、「学校で普段行うことを１つ取り上げ、それについての説明を書く」や「インターネットの使用に関して読んだことについて、考えとその理由を書く」といった「書くこと」の領域に課題が見られました。
「書くこと」に取り組ませる際は、テーマや話題に関する情報やキーワードをメモし、それを基に、簡単な語句や文を用いて書き表す、書いたことを基に、生徒同士で質問したり、コメントを述べたりして、内容を推敲するという段階的な指導を行うことが大切です。また、まとまりのある文章を書くためには、文と文の順序や相互の関連に注意を払い、文章構成の特徴を意識しながら、全体として一貫性のある文章を書くことができるようにすることが重要であると考えております。
７ページ以降は、質問調査に関する調査結果を示しております。９ページを御覧ください。児童生徒質問調査から、個別最適な学びになっていると感じていたり、協働的な学びに取り組んだと考えたりしている児童生徒の割合が全国平均より高く、「学びの変革」の成果であると捉えております。また、個別最適な学びになっていると感じていたり、協働的な学びに取り組んだと考えたりしている児童生徒ほど、各教科の正答率は高いことが分かっていることから、デジタル学習基盤を活用し、学びの質を高めながら、引き続き「学びの変革」を推進するとともに、先生方を対象とした研修等を充実させ、各学校の授業改善を支援してまいります。
14ページを御覧ください。
今回、中学校英語から、全員が取り組んだ問題の中で最も正答率の低かった問題について御説明いたします。
問題10（２）は、インターネットの使用に関して読んだことについて、考えとその理由を書く問題です。平均正答率は、広島県が26.7％、全国が27.8％でした。
資料中段の【解答類型とその反応率】を御覧ください。最も反応率の高い誤答は解答類型３で、38.0％でした。これは、書き手の意見に対する自分の考えを書くことはできていますが、その理由を書くことはできていないことが考えられます。（また、12.6％の生徒が無解答となっております。）
【指導改善のポイント】に示しましたように、社会的な話題に関して読んだことについて、自分の考えや気持ちだけでなく、その理由などを書くことができるようにするためには、実際の場面を想定した言語活動を通して読んだことについて自分の考えや気持ちとその理由を書く活動に設定することが大切です。例えば、読んで把握した内容について、自分の考えとその理由をキーワードとしてメモなどに整理させた後、書く活動に取り組ませることが考えられます。その際、書いた内容に基づいて、生徒同士でコメントさせたり、教師からのフィードバックを与えたりしながら、自分の考えを再構築させます。このように、自分の考えや気持ちとその理由や根拠の関係を明確にするなど、読み手にとって分かりやすい文章を書くという視点から授業改善を図ることが重要です。
本県では、令和７年度～令和９年度の３年間、市町立（広島市を除く。）の中学校等の

３年目～10年目に当たる全ての英語担当教員を対象に、言語活動を中心とした授業づくりに向けた研修や伴走支援を行っており、教員の指導力及び専門性の向上を図るとともに、生徒の英語力向上を図る取組を進めているところです。また、各事業の成果を検証し、各校での指導改善に生かすため、県内の全公立中学校生徒を対象とした英語アセスメントテスト（英検ＩＢＡ）を実施し、生徒の英語力を客観的に把握するとともに、各校での指導改善を推進しております。

今年度も、調査を実施した全ての教科について、８月３日の結果公表のタイミングに合わせて、広島県教育委員会のホームページに、「調査結果を踏まえた授業展開例についての解説動画」を掲載しております。この解説動画は、多くの学校で、夏季休業中の校内研修等で活用していただき、自校の児童生徒にどのような解答の傾向があったのか、学力向上に向けてどのような取組が必要なのかを学校全体で協議することを通して、児童生徒への学習指導の充実に役立てていただけるように作成したものです。

引き続き、調査結果の詳細な分析を行い、先生方や市町教育委員会を対象に、調査結果と授業改善の方向性に関する研究協議会を、９月下旬を目途に、オンラインで実施し、より細やかな指導改善に取り組んでいけるよう、各学校を支援してまいります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：　確認ですけれども、小学校、中学校、国語、算数、国語、数学、英語については、全部ＣＢＴ、コンピューターベースドテストに切り替わっているのですか。

長尾義務教育指導課長：　委員御指摘のとおり、来年度からはＣＢＴに替わっていきます。

志々田委員：　すみません、今年度はいかがでしょうか。

長尾義務教育指導課長：　失礼しました。今年度は英語のみＣＢＴでございます。あとは紙で実施しております。

志々田委員：　ありがとうございます。

ＩＲＴの導入によって随分と英語の分析が速く、しかも的確に行えるようになったのかと、今日御説明をお聞きしながら思っていたのですが、いま一度、こうしたＩＲＴのスコア表示になったことによって、先生方にとって分かりやすくなったのか、分かりにくくなったのか、若しくはそれを先生方に分かりやすくお伝えできるように、県教育委員会としてはどのような取組をされているのかを教えてください。

長尾義務教育指導課長：　ＩＲＴを導入するメリットにつきましては、児童生徒が異なる問題を解く設計が可能になり、調査日を複数設定することができたり、今まで以上に多くの問題を使用することで、幅広い領域、内容等での調査が可能になることが示されておりますが、学校現場としましては、学力の経年変化を捉えることができるということがメリットだと思っています。

今までですと、問題の難易度によって、例えば同じ60％だとしても、それが本当に昨年度の60％と比べて同じ力なのかというのが分からないという状況がありました。ＩＲＴにすることでそういったところが明確になりますので、より比較しやすくなり、授業改善の目安になるかと思います。

志々田委員：　国際的にもこうしたＩＲＴでスコアを測っていくということが標準化されるようになってきているので、日本の全国学テについても、長年、経年変化を見ることができないと言っていたその弱点を克服する形で導入が始まっていて初年度ということですので、とても興味を持ってお聞きをしました。

実際に、何ができるようになっているのかというベースで先生方もこのスコアを見ることができるはずですので、何ができていないのかということも良く分かるようになっていて、きっと研修の在り方や、教材開発の在り方というものが今後変わっていくのではないかと思っています。もちろん先生方の御負担を増やしていくことは慎重にしなければならないですが、なるべく新しい学力の在り方や学力の捉え方というものを先生方に御理解いただいて、積極的に毎日の授業に反映させていただけるように、県教育委員会としても研修体制を整えていっていただければと思います。とても面白い結果を見せていただきました。ありがとうございます。

小田原委員：　説明ありがとうございました。

先ほど中学校３年生の英語のところでは、書くことが苦手という結果だったというお話だったのですが、資料の４ページの中学校の国語の内容別平均正答率を見ると、「書くこと」が広島県は68.1％で、全国が67.4％で、若干広島県の方が「書くこと」に関して良い結果になっているのですけれども、この国語の「書くこと」と英語の「書くこと」は、何が違っていて、こういう結果になっているのかと思いまして、どういう分析がさ

れているか教えていただければと思います。

長尾義務教育指導課長：　詳細な分析として、何か子供の具体的な様子を取り上げて分析しているものではないのですが、国語と英語は双方とも言語の教科ですので、情報を集めて、頭の中で整理をして、アウトプットしていく、ここは同じだと思っております。ただ、国語の場合ですと、比較的言語活動の一連の流れというものを意識して広島県は取り組んでまいりましたので、この辺りで成果が表れているかと思っております。

英語については、その部分が若干弱かったのかと捉えておりまして、今年度以降、そういった言語活動を一連の流れとして指導するという研修を入れていくことで、国語と同様に英語についても効果が向上するのではないかと考えているところでございます。以上です。

小田原委員：　分かりました、ありがとうございます。

もう１点、資料の11ページの一人１台端末の指導状況の資料についてなのですが、これを見ていると、全体的に広島県が全国よりも数字が良くないという印象ではある中で、その中でも、小学校も中学校も、自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面のところは、全国にかなり迫っている、又は超えているというような状況です。これはつまり、プリント学習を端末に切り替えたという部分は進んだけれども、それを超えて端末を使って表現したり発表したりというところまではまだできていないというような状況という分析なのでしょうか。

長尾義務教育指導課長：　今御指摘の箇所の結果について、必ずしもそれがプリント学習の置き換えを意味しているものではないと考えております。個別の課題を準備して、児童が複数の選択肢の中から選んで取り組むというところが、今おっしゃっているところの個別最適な学びになろうかと思っているところでございます。

ただ、そこで個別にやったことをみんなで共有したり、あるいは対話をしたり、発表したりといった部分に若干課題があるのかと思っておりますので、デジタル学習基盤を使った個別最適な学びと協働的な学び、これをしっかりと一体的に充実させるということに取り組んでいこうと考えているところでございます。以上です。

小田原委員：　ありがとうございます。私はこの表を見たときに、自分の特性や理解度・進度に合わせた課題、つまり演習問題をやっており、これまでプリントでやっていたけれども、それが端末に切り替わっただけなのかと読んでしまったのですが、そういうわけではないということですね。分かりました、ありがとうございます。

中 村 委 員：　全体的に小学校は全国平均と比べてもよかったけれども、中学校はほぼ全国平均並みだったということで、どちらかというと中学校の方に課題が多いのかと読めると思います。

主体的・対話的で深い学びができていると答えた児童生徒は成績も良いです。ＩＣＴを使いこなせている、活用しているという児童生徒も同じ傾向ですけれども、特にＩＣＴの方は、広島県の方は使いこなせていると答える児童生徒がそもそも少ないといったところが全体的な課題だろうと思います。

申し上げるまでもないと思うのですが、是非、こうなっている原因を押さえて、対策を打ってもらいたいと思います。特にＩＣＴの方は、こうなってしまっているということについて、今の時点で原因や、何かお答えいただけるものがあれば教えていただければと思います。

長尾義務教育指導課長：　ＩＣＴの活用について、活用していない理由はまだ分析ができておりません。個別の状況がありますので、全体としてはっきりと申し上げることができないというところはあります。ＩＣＴの環境等についてもそれぞれ異なるところはございます。

ただ、委員御指摘のとおり、ＩＣＴの活用というのが学力向上につながるというところについては明確ですので、今年度以降、義務教育指導課の重点課題として、ＩＣＴ、デジタル学習基盤の活用、これを正面に掲げまして取組を進めているところでございます。

中 村 委 員：　はい、お願いします。

河 田 委 員：　１点教えてください。傾向として、昨年の数字を知らないのですけれども、この小学校が全国より良くて、中学校が全国並みという傾向というのは、これは割と長年続いている傾向なのでしょうか。

長尾義務教育指導課長：　基本的に小学校が上で、中学校が低いというような傾向はありまして、ただ、数学では、昨年度は全国を下回っていたのが同程度になっておりますので、中学校の数学の方は向上していると捉えているところです。

河 田 委 員：　小学校で良くて中学校でこうなるというのは、何かそこは分析されていますか。

長尾義務教育指導課長：　中学校が小学校に比べて相対的に低い状況にある、そういった要因については、一概に断定することが難しいという状況がございます。ただ、小学校段階において、調査結果を踏まえた授業改善や継続的な検証改善のサイクル、これに基づく組織的な取組がこれまで先行して積み重ねられてきたことが一つの背景として考えられます。

一方で、中学校におきましても、調査結果の活用をはじめとした授業改善は進められておりますので、今後取組の成果がより明確に表れてくるものと考えております。

あわせて、中学校は教科担任制であることから、教科ごとの担当者数が校内では限られています。教科内で授業を相互に検討したり、協議したりする機会を確保しにくく、こういった、学校内だけでは解決しにくい構造的な課題はあると考えておりますので、県教育委員会といたしましては、市町や学校の枠を超えた授業研究、研修の機会を引き続き設け、教科ごとの授業改善を後押ししてまいりたいと考えているところでございます。

河 田 委 員：　そこまで分析されているのであれば、また来年以降、中学校が上がってくることを期待しています。

細 川 委 員：　説明ありがとうございました。

私からは、14ページに課題が見られた問題ということで上げていただいておりますが、下部に指導改善のポイントを書いていただいております。これを読むと、「こういうポイントでこれから指導していけば良いのだろう」ということも分かるのですけれども、この指導改善のポイントというものがどれくらい市町に伝わっているのか、また、伝わりにくいとしたら、それはどうしたら良いのかということと、教科に限らず、以前、良くここで読書における不読率の高さについて御説明を受けることがあるのですけれども、読書に関して、これと相関があるのかどうかということをお聞かせいただければと思います。

長尾義務教育指導課長：　まず、授業のポイントについてですが、どの程度、市町立学校で見られているかということについては、追って調査をしておりませんので明確に把握はしておりませんが、比較的注目をされているとは理解をしています。その理由といたしまして、市町の教育委員会の方でも全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて市独自の対策を考えていきますので、その際にこういった資料を活用していただいていると理解しております。

あわせて、９月に市町教育委員会の方を対象とした説明会がございますので、そちらでも全市町にお話をさせていただくということにしております。

２点目の不読率なのですが、大変申し訳ありません。今手持ちに資料がございませんので、調べさせていただきます。

篠田教育長：　よろしいですか。

細 川 委 員：　分かりました。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議１　県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について

篠田教育長：　先ほどの、報告・協議１、県立歴史民俗資料館及び県立歴史博物館における体験型イベントの開催について、文化財課長の説明で１点訂正があります。

倉本文化財課長：　失礼いたします。先ほど小田原委員の方からの御質問の中で、ナイトミュージアムのライトアップの件について御質問がございました。内容といたしましては、その中で私が、ライトアップについては期間中８回で、昼のライトアップはないという答弁をさせていただいたところでございますが、正確には合計で34日間ございまして、昼の展示室のライトアップ、マジックアワーのライトアップは日中に行かれても、この34日間についてはライトアップをしております。夜の外の正面玄関の水辺をイメージしたライトアップは８回のみというところで、正確に御説明をすることができておりませんでした。おわびして訂正させていただきます。

（14：57）

篠田教育長：　それでは、続きましては、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の方は御退席をお願いします。

【非公開議題】

第１号議案　教職員人事について

県西部公立小学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（減給10分の１　１月）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第２号議案　広島県博物館協議会の委員の任命について

広島県博物館協議会の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

報告・協議５　令和９年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

令和９年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、協議した。

報告・協議６　令和９年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

令和９年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、協議した。

（15：35）

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和８年９月 11 日（金）　13：00 開会
15：27 閉会

１　出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

２　出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸﨑	誠二
学びの変革推進部長	小野	裕之
乳幼児教育・生涯学習担当部長(兼)参与	蓮浦	顕達
学校働き方改革推進担当課長	今川	浩之
経営企画監	橋本	泰之
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	松田	公志
教職員課長	中西	正典
学校経営課長	浜岡	哲也
教育改革課長	山内	領二
義務教育指導課長	長尾	佳和
個別最適な学び担当課長	松尾	真理
高校教育指導課長	花﨑	卓史
豊かな心と身体育成課長	沖本	勝豊
特別支援教育課長	林	香
生涯学習課長(兼)乳幼児教育支援センター長	坂光	秀和

審議案件一覧

第１号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
第２号議案	教職員人事について
第３号議案	令和９年度県立高等学校の入学定員の策定について
第４号議案	令和９年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について
第５号議案	広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について
第６号議案	「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について
報告・協議１	令和９年度に使用する教科用図書の採択結果について

公　開　審　議　案　件

			頁
日程第１	会議録署名者について		1
日程第２	第１号議案	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	1
日程第３	第３号議案	令和９年度県立高等学校の入学定員の策定について	6
日程第４	第４号議案	令和９年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について	9
日程第５	第６号議案	「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について	10
日程第６	報告・協議１	令和９年度に使用する教科用図書の採択結果について	14

篠田教育長：　それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び河田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員：　第２号議案は個別の人事に関する案件であり、第５号議案は委員の選任に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思います。

篠田教育長：　ほかに御意見はございませんか。

（　な　し　）

篠田教育長：　それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第２号議案、教職員人事について、第５号議案、広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、これらについて、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（　全　員　挙　手　）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。
したがいまして、本日の議題は、第２号議案及び第５号議案を公開しないで審議することといたします。

第１号議案　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

篠田教育長：　それでは、第１号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、橋本経営企画監、説明をお願いします。

橋本経営企画監：　よろしくお願いします。
それでは、第１号議案によりまして、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」について御説明いたします。
この「点検・評価」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検・評価を行うものでございます。
報告書の表紙を１枚おめくりいただき、目次を御覧ください。報告書の構成でございますが、まず、２ページから６ページに令和７年度の点検・評価の結果の概要を掲載し、続いて、８ページ以降には、令和３年９月に策定いたしました「「広島県　教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針」に掲げた七つの施策の柱ごとに、各取組の結果等の詳細を掲載しております。また、最後に参考資料として、教育委員の皆様方の活動状況等を掲載しております。
それでは、資料の４ページの方を御覧ください。表にございますとおり、七つの施策の柱ごとに令和７年度の取組に対する評価と概要を記載しております。評価につきましては、「順調」、「おおむね順調」、「改善が必要」の３段階とし、「順調」が２施策、「おおむね順調」が２施策、「改善が必要」が３施策となっております。
８ページ以降におきましては、七つの施策の柱ごとに「ＫＰＩとその進捗状況」、「令和７年度の主な取組」、「評価と課題」、「令和８年度の主な取組」を整理し、施策に対する評価を行うとともに、「外部意見」として学識経験者からいただいた意見を掲載していますので、後ほど御覧ください。
それでは、七つの施策の柱のうち、評価が「改善が必要」となっている施策の柱の概要について御説明をいたします。
４ページ中段を御覧ください。「２　「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成」につきましては、小・中学

校等においては、先導的モデル地域による、総合的な学習の時間と各教科等の学習が往還したカリキュラムに基づく地域の特色を生かした取組の実践、高等学校においては、カリキュラムマネジメントを組織的に進めていく取組や教科学習の質的向上を目指す取組の支援など、「主体的な学び」を促進する教育活動に取り組んでいます。

一方で、学校間において取組に差が見られ、先導的モデル地域の研究成果を普及させる必要があり、成果指標の「「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合」は、中学校、高等学校において数値が改善しているものの、目標を達成できていない指標も複数あり、施策全体として課題解決に向けた取組が必要であることから、「改善が必要」としております。

引き続き、児童生徒の「主体的な学び」を促す教育活動を行う取組を充実させる必要がございます。これに対しまして、外部有識者の方々からは、成功事例の普及だけでなく、学校の苦労や試行錯誤のプロセスを共有するなど、普及の仕方を工夫する必要があるなどの御意見をいただいております。

次に、５ページ上段を御覧ください。「５　教職員の力を最大限に発揮する環境の整備」につきましては、ＩＣＴ機器等を活用した業務の効率化、省力化やスクールサポートスタッフの配置拡充などの取組が進められ、「子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員（管理職を除く）の割合」が目標を達成したほか、大学等の研究機関と連携し、教員自身の主体的な学びを促す研修の実施など、人材育成に係る取組が進みました。

一方で、「８割以上の教員が主体的な学びを実践している学校の割合」が目標値をやや下回っており、中学校、高等学校において昨年度よりも数値が低下していることなど、施策全体として課題解決に向けた取組が必要であることから、「改善が必要」としております。

今後も引き続き、教職員の力を最大限に発揮できる環境づくりに向けて働き方改革に取り組むとともに、人材育成に向けた取組を実施していく必要がございます。これらに対しまして、外部有識者の方々からは、授業力の向上だけでなく、児童生徒以外に生徒指導及び学級経営を含めて教員の専門性の向上を図っていく必要があるなどの御意見をいただいております。

次に、「６　安全・安心な教育環境の構築」につきましては、学校運営協議会について、学校と委員が日常的に連携、協働する関係性が構築され、委員と協働して教育活動をする機会がある学校が増加している一方で、学校運営協議会を十分に機能させることができていない学校もあり、各学校の課題に応じた支援を拡充していく必要があるほか、目標を達成できていない指標も複数あり、施策全体として課題解決に向けた取組が必要であることから、「改善が必要」としております。

引き続き、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けて、各市町や学校の状況に応じた支援をしていく必要がございます。これらに対しまして、外部有識者の方々からは、学校運営協議会について、学校の教育目標を地域の人が理解してどのように支援するかというパートナーシップや、議論を交わしてアイデアを出し合うことが大事であるなどの御意見をいただいています。

概要説明は以上でございます。

なお、この点検・評価につきましては、県議会へ提出し、今月17日の文教委員会で説明させていただいた後、教育委員会のホームページにおいて公表する予定でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員：　まず質問なのですが、６ページの成果指標の中で、④の「全国学力・学習状況調査における正答率40％未満の児童生徒の割合」について、この指標は、１から７までの大柱でいうと、どこにかかってくる指標ですか。

橋本経営企画監：　２の「「主体的な学び」を促す教育活動の推進による、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成」の部分でございます。

中村委員：　ありがとうございます。

全体の評価につきましては、中身を拝見しましたが、七つあるうちの「順調」が二つ、「おおむね順調」が二つで、「改善が必要」が三つということで、少し残念な評価になっていますが、内容的には大体妥当なのかと拝見しました。

これはこれで客観的に評価をした上で、できていないところをしっかり踏まえて次の手を打っていくということに尽きると思うので、是非そこをお願いしたいということなのですが、先ほどの全国学力・学習状況調査で正答率が低い生徒が増えているというと

ころが個人的には非常に気になります。また、主体的な学びを推進していく上での指標、ＫＰＩなのですが、17ページの「（２）初等中等教育段階における「主体的な学び」を促す教育活動」内の「課題発見・解決学習に取り組んでいる学校の割合」について、これは目標値は、長年100％なのですけれども、これがなかなか100％にならないのはなぜなのかということが気になります。それから、47ページの「（２）日本一の教員集団の形成」の、「８割以上の教員が主体的な学びを実践している学校の割合」というところでも、目標は100％なのですけれども、なかなかそうなっておりません。あるいは、中学校、高等学校では実績値が下がっているというのが現状ということで、100％を目標にしているのになかなか実現できないというあたり、やはり状況を分析した上で効果的な手を打っていただくということを是非お願いしたいと思います。以上です。

志々田委員：　これだけたくさんの評価を各部署で実施していただいて、それに対して今後の対策も考えて、今年度に向けて既に取り組んでくださっていることだとは思うのですが、少し気になる数字として、昨年度よりは良くなっているにしても、高等学校の中途退学率が少しずつ上がっており、目標値になかなか到達しないでいます。昨今でいうと、学校をやめてしまうのではなく、例えば定時制などに変わっていくなど、進路選択を変えていく場合に、この中途退学率のところには入らないなど、見えない数字もあると思うのですが、この辺りについて、具体的にどのような取組をしていて、それでもなかなか難しく、改善が見られないという理由や背景について教えていただけたらと思います。

神本豊かな心と身体育成課長：　中途退学率につきましては、取組といたしまして、各学校の入学時において、オリエンテーション週間を設けて、学校生活に適応できるように学習面の進め方や人間関係づくりについて取り組んできているものの、やはり中途で進路変更をすることがございます。その要因を見ますと、進路変更は通信制が圧倒的に多いようですけれども、そういった、いろんな進路を選択肢として選べることができている現状について、それが良いのか悪いのかということはあるのだと思うのですけれども、学校としては、できる限り最大限その子に寄り添いながら、その子の将来をどうするべきかといったところで相談に乗っております。ただ、中途退学率というものがなかなか十分に解消できていないというのが現状でございます。

志々田委員：　御説明ありがとうございます。

もちろん先生方は寄り添っていただけていると思うのですが、中学校から高等学校にかけての進路指導の在り方の検討であったり、公立学校を選んでくださったことで、最後まで一緒に成長していってもらえるような環境をつくっていったりするなど、公立学校ならではの取組としてできると思います。こうした子供たちの進路について、市町村の小・中学校と県立の学校が、共に教育したり学び合ったりする機会がもっとたくさんあると良いといつも思っていますので、是非ともこの辺りは来年度以降、改善が見られるように頑張っていただければと思っています。以上です。

小田原委員：　説明ありがとうございました。

何点かありまして、まず、先ほどの中村委員の質問と関連するのですが、６ページの「全国学力・学習状況調査の正答率40％未満の児童生徒の割合」というところなのですが、これは広島の数値目標とは別に、全国的に見たものとの比較ではどのようになるのでしょうか。

長尾義務教育指導課長：　御質問ありがとうございます。

全国の比較で申し上げますと、小学校につきましては、全国が19.2％で広島県の方は17.6％ですので若干良いということでございます。中学校におきましては、全国が31.1％で県が31.4％ですので、若干全国の数値よりも状況は悪いということになっております。以上でございます。

小田原委員：　ありがとうございます。

どうしても正答率40％という言い方だと、多分年度ごとのぶれなどもあると思うので、一概に目標数値との比較だけで話すことではないのかと思いましたので、聞かせていただきました。

次に、12ページのところで不読率の話が出てくると思うのですが、この不読率は増加傾向にあります。これは、原因については何かあるのでしょうか。

長尾義務教育指導課長：　御質問ありがとうございます。

不読率の増加の要因というのは、一概にこれということはなかなか言いにくいところはございますが、県といたしましては、家庭での読み聞かせなど乳幼児期に本に触れる機会が十分でないことや、学校において読書指導等に係る研修を実施しているのですが、

その成果が、校内全体の取組、各学校の取組として十分に浸透していないこと、こういったことが要因としてあるのではないかと捉えております。

小田原委員：　ありがとうございます。

乳幼児のところでは、本の配達のことが書いてあって、取り組まれていらっしゃると思いました。小・中学生のところも図書館の改装をしたということが書いてあって、取組自体はされているというところは理解しているのですが、県教育委員会としては、どこまで各学校に踏み込んでその活動ができるのでしょうか。

長尾義務教育指導課長：　御質問ありがとうございます。

踏み込むというのがどういった表現かはなかなか難しいところではあるのですが、各学校に読書活動を推進していただきたいということをアピールいたしまして、それに向けて研修を実施、あるいは、先進的な学校図書館の見学会を実施する等で広く普及を呼びかけるというところまでは現時点でも取組を進めているところでございます。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

先生単位なのか学校単位なのかは定かではありませんが、朝10分間ほど本を読む時間を設ける取組をされている先生や学校があったと思うので、それを県教育委員会がやりなさいと言うわけにはいかないというのは分かるのですが、どこまで指導をしていくのかというところが分からなかったので聞いたところです。

最後にもう１点、学校運営協議会の話があったと思うのですが、54ページのところで、（令和３年度に以降５年間の取組を設定した時点で）コミュニティ・スクールの導入からまだ２年しかたっていないという中で、取組の内容や課題が書いてあって、県教育委員会としては普及啓発したり好事例を共有したりするというようなことが書いてありました。これも同じく県教育委員会としては、各市町の教育委員会もあり、各学校もある中で、どこまで踏み込んで指導していかれるのかを教えてください。

浜岡学校経営課長：　私の方では、県立学校の学校運営協議会の方を所管しているのですけれども、県立学校につきましては、実際の現状として、やはり学校評価を中心としたような協議になっておりまして、今指標にありますとおり、協議内容が学校内で共有できていないとか、委員も意見を述べるのみになっているというところで、数値が改善されていないという現状がございます。そこにつきましては、今、学校運営協議会が地域とつながった形での教育活動ということを目指しておりますので、それは県教育委員会といたしましても、委員の中に、地域学校協働活動推進員といって、地域とつなぐような方を配置するなどして取組を活性化できるような形で支援しております。その効果検証なども図りながら、今後、学校運営協議会がより充実したものになっていくような形で県立学校の方を支援していきたいと思っております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

この指標はあくまでも県立学校の話で、市町の方は入っていないということですね、分かりました。

浜岡学校経営課長：　53ページの（４）のＫＰＩがあるかと思うのですけれども、こちらは県立学校に関するものでございます。

小田原委員：　分かりました。

学校運営協議会制度も活発になれば、また良い学校運営ができるのだろうと期待しているので、引き続き取り組んでいただければと思います。以上です。

坂光生涯学習課長：　失礼いたします。義務教育段階の学校につきましては、各市町の教育委員会を中心に取り組んでいるところなのですが、コミュニティ・スクールの方は各市町の方で全ての学校に設置されている状況で、中身の取組について県教育委員会の方で支援しながら、研修を行ったり、好事例の共有や協議を行ったりなどといったことを行っている状況でございます。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

河田委員：　御説明ありがとうございます。

中村委員さんと同じような考えなのですけれども、目標で100％を掲げている数字で、96％とか98％であればさておき、18ページの「８割以上の教員が協働学習でデジタル機器を活用している高等学校の割合」の部分なのですけれども、100％を標榜しておいて54.6％という数字となっております。これはもちろん、立てたときの事情として、ある程度「ここは100％にならなくてはいけない」、「100％はいけるだろう」というところで出された数値だと思うのですけれども、実際、令和３年度の49.8％から令和７年度の54.6％となっております。こういったときに、この目標の決め方に何か問題があるとお

考えなのか、また、途中で例えば数字を見直すなどがないのかどうかはどのような感じなのでしょうか。

橋本経営企画監：　ありがとうございます。

まずは、一旦５年後の目標ということで立てさせていただきましたが、委員御指摘のように、状況が大きく変わったなどといったことがもしございましたら、その状況を踏まえて途中での変更ということもあり得るとは考えております。

河 田 委 員：　この度、この目標値100％に対しての54.6％というのは、やはりここは見直さず100％にしたままにするといったお考えでしょうか。

橋本経営企画監：　先ほど説明させていただきましたが、今回点検及び評価は、今の実施方針に基づくもので実施しております。来年度以降につきましては、現在作成中の新たな実施方針に基づきまして点検をする予定でございますので、その中でどういったものが必要かというのを改めて確認していきたいと思います。以上です。

河 田 委 員：　目標を達成できないから安易に下げるという意味で言っているわけではないのですけれども、これだけ差がついた数字がそのまま出ると、やはり目につきます。何か目標を立てるときには慎重にいきつつ、チャレンジもしていかないといけないので非常に難しいところだとは思うのですけれども、100％になって当然だろうというものの数字が低いというのは非常に目につくと思ったことが１点です。

もう１点が、まとめのところの５ページのところの「安全・安心な教育環境の構築」のところで、学校運営協議会について主に書かれているのですが、安全・安心な教育環境の構築のほかのＫＰＩの数字は良いため、この学校運営協議会については恐らく概要を述べられているのだと思うのですけれども、この安全・安心の中でいじめの問題などの問題も入っています。いじめの問題に関する項目の一部に未達だったところもあったと思いますので、そういう部分についてもここの学校運営協議会のところに書かれたらいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

橋本経営企画監：　ありがとうございます。

おっしゃるように、未達の部分も確かにございます。そういった観点を踏まえて、記載につきましては今後どういったものができるかというのは、次回以降考えていきたいと思います。

河 田 委 員：　学校運営協議会の方も非常に大事だと思うのですが、一般の皆さんが思われる、この安全・安心なところといえば、やはりいじめ以外もあります。全部ここには書けないのですけれども、今のスクールカウンセラーなど、やはり皆さんが聞きたいようなことも少しは書いていただければ良いかと思いました。この項目の中で書ける範囲で構わないので、意見としてお聞きいただければと思います。以上です。

細 川 委 員：　御説明ありがとうございました。

私からは、まず確認なのですけれども、４ページ、５ページにございます評価のところで、「順調」、「おおむね順調」、「改善が必要」というこの３段階をお示しいただいているのですが、以前はこの３段階ではなかったと記憶しているのですが、「順調」、「おおむね順調」というのは皆さんに理解をしていただけるものと思うのですけれども、「改善が必要」と書かれると、やや改善が必要なものから、本当に根本的に改善が必要といういろんな段階を感じるのです。その辺のところで、この「改善が必要」と書かれるときに注意をされないと、正確に伝わりにくいのではないかということを思うのですが、いかがでしょうか。

橋本経営企画監：　ありがとうございます。

委員がおっしゃるように、以前は、「順調」、「おおむね順調」、「やや遅れ」、「遅れ」という表現で評価をさせていただいておりました。昨年度から、分かりやすくするということで表記を変更いたしました。「やや遅れ」と「遅れ」というのは進捗具合がどうかということがありましたので、こちらの本意としては、施策全体として課題があるということが明確になるよう、「改善が必要」という形で表現を変えさせていただいております。委員がおっしゃるように、それではその度合いがどこまでなのかという話は確かにあるかと思います。どういった表現が県民にとってより分かりやすい表現になるかということは、またよく考えたいと思っています。以上です。

細 川 委 員：　ありがとうございます。それから、皆さんからも御質問がありました、目標値を100％にされているものについて、100％というと、私たちの経済界でも「必ずやりなさい」とか「絶対やってはいけません」というようなところに100％の目標を設定しますので、やはり県教育委員会として、この100％の目標値というものを真剣にしっかり捉えられて、

100％にするには、よほどの取組をしなければ近づかないのだということを認識をいただいて、現場にもいろいろ御指導をしていっていただかないといけないと思います。100％という目標に対して、今後、どのような考え方をされているのかをお聞かせいただければと思います。

橋本経営企画監：　ありがとうございます。

確かに委員がおっしゃるように、100％という目標につきましては、県教育委員会としても必ずやらないといけないという思いで記載をさせていただいているところでございます。そのため、委員におっしゃっていただいたように、それに向けて鋭意努力をしてまいりたいと思いますし、毎年度こういう点検・評価をしていきますので、いただいた評価や課題などを踏まえまして来年度の施策に反映して、少しでもそこに近づけるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

細 川 委 員：　それから、私が非常にうれしく思ったのが、４ページ、１番の「乳幼児期における質の高い教育・保育の推進」が順調に進んでいるというところです。これについては、評価をいただいている先生方も、11ページのところで外部意見として褒めていただいていると思うのです。私も全くこれに同感であるのですけれども、この乳幼児期の育て方からうまくすることができるとすれば、ここで今議論されたいろいろな、例えば学力のことについても、読書のことについても、課題が解決されていくのだと思うのです。ここは非常に重要なところなので、安心をされずに、もっともっと充実させていっていただければと思うのですが、突拍子もないことを申し上げると、例えば、県立高等学校の校舎も空きぎみでありますので、施設利用という面では、そういうところで県立広島大学附属のこども園など、県が管理・主導できる乳幼児教育はこうなのだというものを県民に示していく、また、そこをいろいろな市町にも見ていただきながら、こういう目標・目的で子供を育てようということを、是非県民に示していただければということを思うのです。誠に夢物語なことを申し上げますが、そういうところは、県教育委員会としてはどのように御認識をされているのでしょうか。

坂光乳幼児教育支援センター長：　ありがとうございます。

乳幼児教育支援センターでは「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランというものを策定しておりまして、これが今、第２期のプランということで、令和９年度から第３期のプランに取り組んでいくことになるのですが、県内の全園・所、公立、私立問わず、保育所も含めて全園・所を対象に、県が主導して遊びは学びの考え方を浸透していくように進めているところでございます。そのようなところで、今の大きな話をどのようにできるかというのは、プランの中で、全園・所に県が主導する乳幼児教育を進めていくということで順次取り組んでいるところでございます。

細 川 委 員：　よろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移りたいと思います。

原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第３号議案　令和９年度県立高等学校の入学定員の策定について

篠田教育長：　それでは、続きまして、第３号議案、令和９年度県立高等学校の入学定員の策定について、山内教育改革課長、説明をお願いします。

山内教育改革課長：　令和９年度県立高等学校の入学定員の策定について御説明いたします。

資料の１ページを御覧いただきます。まず、「１　入学定員策定の設定条件」でございます。

（１）にありますように、中学３年生在籍者数は24,798人となっており、これは前年度と比較して424人の減となっております。このことを前提といたしまして、過去の進学実績ですとか、現中３生の進学希望等に基づきまして、（２）の卒業率から（５）の公立

受入率までを設定しております。
次に「２　受入計画の内容」でございます。
設定条件を踏まえまして、公立学校の受入れ計画を立案しております。
表の下から５行目になりますが、「公立受入数」というところがございます。これにつきましては14,968人で、前年度と比較して378人の減となっております。
この「公立受入数」の内数となる、「全日制本校」の受入数は14,600人で、これに対応する学級数は365学級となります。
その下にございます「全日制分校」及び「定時制」の学級数につきましては、前年度と同数としております。
次に「３　学級増減の状況」でございます。
来年度、12学級の減を行うに当たりまして、地域の中学校卒業見込者数、近年の入学者の状況、５月に策定いたしました「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」に基づく再編整備の計画などを考慮いたしまして、対象校を選定し、一番右側の「学級減」の欄に対象校をお示ししております。
各校、具体的には、近年、現に一定数の定員割れがあること、それぞれの地域や近隣地域で、来年度の志願者数の減少が見込まれることなどを踏まえ、学級減の対象としているところでございます。
この中で、広島地域の廿日市西高等学校につきましては、昨年度、定員割れは生じておりませんが、廿日市市及び大竹市からの進学者が多い状況がある学校で、その両市の生徒数が来年度減少しますので、そこで志願者減が見込まれるということを踏まえまして学級減の対象としたところでございます。
次に、資料の２ページを御覧ください。
こちらには「大学科ごとの入学定員」等となっております。
なお、資料３ページ、４ページにつきましては、市立高等学校を含む公立高等学校の学校別の入学定員を、資料の５ページには、広島県公立高等学校の配置図を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：　子供の数が減っていく中で、公立で引き受ける数を下げていくというのは、恐らく私立との関係でこういった数を決めていくのだと思うのですが、その辺りはどのように私立と調整をしているのか、その仕組みについて教えてください。

山内教育改革課長：　私立学校につきましては、毎年度、我々県教育委員会と、広島市教育委員会と、私立学校の関係者で構成する広島県公私立高等学校連絡協議会というのを設置しておりまして、これで例年２回程度、定期的に会議を開いているところでございます。その中におきまして、我々が持っております情報、データを共有させていただいて、その中の今後の生徒数の減少見込も共有させていただいた上で、公立の入学定員などの考え方などについて意見交換をさせていただいているところでございます。

志々田委員：　その議論を踏まえて、今回こうした形で、公立である一定数下げていくということが決まったということでよろしいでしょうか。

山内教育改革課長：　直接的に学級数のことにつきましてはこの場でお諮りするものなので、そのような形の議論をするわけではありませんが、県全体の状況を踏まえて大局的な観点で議論をさせていただいているところでございます。

志々田委員：　よく分かりました。
公立も私立もどこも同じように自分の学校に来てほしいということで、この切磋琢磨が良い教育環境をつくることでもあるので、ある一定数、入学定員を下げていくということ、減らしていくということは適切なことなのではないかと改めて思いました。以上、意見です。

中村委員：　今の志々田委員の御質問にも重なるのですが、子供が減るので学級減も致し方ないところだと思います。ただ、これはあくまで毎年この時期に決めている入学定員であって、現実には充足していない学校が多数発生している状況です。先日報道にあったと思うのですが、私立学校は一方で入学定員を全体的に増やすということになっているのではないかと思うのですが、そうなると、先ほど志々田委員の質問の答えにもあった、「調整は一応している」と言いながら、その辺りも、もはやうまく調整機能が働いているのかどうかという疑問が出てくると思います。実際、定員を充足していないことが大きくなってくるとなると、この考え方での入学定員の策定ということ自体を見直すということも

必要になってくるのではないかという気もします。いかがでしょうか。

山内教育改革課長：　実際、来年度、私立高等学校におかれましては募集定員を増加させるということで、先般伺ったところでございます。翻っての話になりますけれども、振り返りまして、そもそも入学者というか、中学３年生が増加する状況におきまして、私立と公立それぞれがしっかり受入れができるということが前提の協議会でございました。その中で、平成12年までは、７対３の割合でしっかり受け入れしていこうという議論でございましたが、そのタイミングからは、生徒減少期に入るということで、公立はおおむね７割、私立学校は学則定員の範囲内ということをルールにして、定員設定をしてきたというのが御案内の経緯でございます。今、中村委員から御指摘いただいたように、私立学校の方は、学則定員の中で私立学校審議会の審議を経まして県が認可する定数ではございますが、私立独自の考えに基づいて定員が設定されておりますので、それにつきまして公立学校側が私立学校の条件を決定するということは難しいものでございますが、双方で大局に立って、生徒受入れの在り方を引き続き協議していくということが重要だと考えております。

中 村 委 員：　状況は分かりました。ただ、先ほど申しましたように、現状がこうなっている以上は、私立学校の定員をとやかく言えないということになれば、こちらの定員の考え方ももう少し変えていく必要があると思いましたので、その点だけ御指摘したいと思います。

小田原委員：　説明ありがとうございました。

先ほどから公立と私立の割合という話が出ているのですが、通信制の学校は私立の方に含まれていて、協議会などの場にも御出席されているということでよろしいのでしょうか。

山内教育改革課長：　通信制の数につきましては、今申し上げております公立、私立の受入れ割合とは別の数字として我々は算定をしております。具体的には、先ほど御説明させていただきました「２　受入計画の内容」の欄を御覧いただきたいのですが、中ほどに「通信制・県外等への進学見込者数」という欄を設けております。来年度の設定人数は2,850人ということで、昨年度よりも300人増やした数字を出させていただいています。これにつきましても、通信制そのものの数字で申し上げますと、県内、県外を問わず、通信制に進学する生徒さんというのは、令和８年度実績では1,647人となっております。この数字につきましては、長年増えてきている状況がございまして、約10年前、平成29年の数字が730人となっておりますので、約2.3倍の伸びになっております。そのため、通信制教育を選ばれる生徒さんは継続して増えている状況はあろうと思います。このことは本県のみならず全国的にもその傾向があり、10年前は２％程度が通信制に進学されておられましたが、今は６％程度が通信制に進学されておられますので、そういう選択肢が多様になっていることの一つの表れと受け止めております。

小田原委員：　分かりました。ありがとうございます。

細 川 委 員：　御説明ありがとうございました。

入学定員については皆さん御心配のところだと思うのですけれども、先月の教育委員会議で議題に上りましたが、全国から生徒募集を行う県立高等学校の対象を拡大しました。そこには１学年１学級規模校で全国募集をする学校もありましたけれども、中山間地域に所在する学校のうち、希望する学校も13校になりました。この中には、定員割れを起こさない学校も入っていたのではないかと思うのですが、そうすると、全国募集をすると、学校長がいろいろな生徒を募集して育てようと考えても、県内の生徒で定員を満たしたときには、この全国募集ができないということになると思うのですけれども、その辺はどこにつながるのでしょうか。

山内教育改革課長：　先月御決定いただきました全国募集の拡大、県外募集の拡大の件につきましては、本来、平成27年度からスタートをしましたときに、やはり県内生徒だけではなかなか志願者を集めるのが難しい学校につきまして、定員の枠の中で県内生に配慮しながら生徒募集ができるという趣旨でスタートをさせていただきました。その制度の適用を拡大させていただいたというのが先月の決定でございました。そのため、その趣旨にのっとって運用をしていきたいと今考えております。

細 川 委 員：　ということは、県外募集を例えば校長が５人ほど希望したいと思ったときには、定員から５名を引いたものがこの度の募集定員と考えて良いでしょうか。

山内教育改革課長：　県外募集をされる場合には、学校ごとの実施要綱に基づきまして、何名程度というのを明示いたします。それは定員枠の中にある数字でございまして、その設定につきましては、当然ながらこれまでの募集状況、志願状況を見て、県内生に一定程度配慮できた

数字で、その内数を学校の実施要綱で定めるという形になります。
細 川 委 員：　分かりやすく申し上げれば、県内志願者で定員がいっぱいになると思われるときには、県外募集を遠慮するということでよろしいのですか。
山内教育改革課長：　具体的な基準があるわけではございませんが、制度の趣旨としてはそういうことになると考えております。
細 川 委 員：　分かりました。
篠田教育長：　ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
それでは、採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第４号議案　令和９年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について

篠田教育長：　続きまして、第４号議案、令和９年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について、林特別支援教育課長、説明をお願いします。
林特別支援教育課長：　第４号議案によりまして、令和９年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について御説明申し上げます。
資料の１ページを御覧ください。
まず、「１　普通科（職業コースを除く。）」でございますが、これまでと同様に、学校教育法施行令第22条の３に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者である者について入学者選抜を実施し、当該県立特別支援学校高等部の教育課程を履修することが可能な能力、適性等を有する者を入学させることとしております。
このため、入学定員は教育長が別に定めることとし、入学者選抜実施要項で定める予定でございます。
次に、「２　普通科職業コース」でございます。福山北特別支援学校及び広島北特別支援学校の普通科職業コースにつきましては、それぞれ16人、２学級を入学定員とするものです。
最後に、「３　専門教育を主とする学科」でございます。広島中央特別支援学校の保健理療科、専攻科理療科及び専攻科保健理療科につきましては、それぞれ８人、１学級を入学定員とするものです。いずれも令和８年度と同様の入学定員を設定したいと考えております。
なお、２ページ以降に近年の入学者選抜の実施状況に関する資料等をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。
志々田委員：　御説明ありがとうございました。
別に定めるということで、おおむね、御希望をされる子たちが、学ぶ力があればたくさん引き受けて学習機会を確保しようという御趣旨だと理解をしているのですが、気になるといいますか、聞いてみたいと思ったのですけれども、知的障害の学校でほかの県に行くと、より高度な、例えばここでいくと普通科職業コースや、大学進学を目指すような学科・コースを備えている特別支援学校、割と軽度の知的障害のお子さんたちに来てもらうような特別支援学校など、いろんなバリエーションがあると思います。広島県のここに並んでいる特別支援学校には、そうした特色を持っているコースというのはないのでしょうか。
林特別支援教育課長：　広島県におきましては、学校教育法施行令第22条の３に基づいて入学者選抜を行っております。より軽度の子供たちを対象にということなのですけれども、職業コースというものが一つ広島県の特色でございまして、職業教育を中心とした教育内容を行っております。こういった教育を行うことによって、子供たちが将来社会の中で生きる力というものをしっかりつけていき、活躍できる人材育成を行っているというところでござい

ます。

志々田委員：　ありがとうございます。

この障害というのは、特に知的障害において、社会的な文脈でつくられているものなので、社会が変われば障害は変わってくるだろうというのはよく言われているところだと思います。特にＡＩといったものがこれだけ普及してくると、これまでの100年近い障害者の特別支援教育の歴史の中でも、ここ数年で知的障害の意味が大きく変わっていく可能性もあるのだろうと思います。それは私たちの共生社会にとって良いことだとも思っているので、今のこの入学定員を大きく変えるというよりは、特別支援教育について、新しい科学技術も含めて、広島県としては是非最先端の学びの在り方や、高等部の取組などが生まれてきてほしいと思います。こういうことに特に御関心があるのは特別支援学校の先生方だと思うのですが、そうした先生方の研修や、学校の連携の中で話が出たり考えたりするというような機会はあるのでしょうか。

林特別支援教育課長：　現在、国の方でも学習指導要領の改訂が行われておりまして、各特別支援学校でも非常に関心を持って見ているところでございます。研修の中でもこういった内容を取り上げて、例えば先生方で協議をする時間を設けて、より特色ある教育課程の編成を考えて、学校に持ち帰り、先ほどもございましたけれども、学校運営協議会の場で議論するというようなこともあると聞いております。県教育委員会といたしましても、学習指導要領改訂の状況を見守りつつ、より特色ある教育課程の編成を今後検討してまいりたいと思います。御意見ありがとうございます。

志々田委員：　ありがとうございました。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

それでは、採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（　全　員　挙　手　）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第６号議案　「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について

篠田教育長：　それでは、続きまして、第６号議案、「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について、浜岡学校経営課長、説明をお願いします。

浜岡学校経営課長：　それでは、第６号議案により「学校と家庭・地域との良好な関係づくりを進めるためのガイドライン」の策定について御説明いたします。

学校には日頃から、保護者や地域の皆様から様々な御意見や御要望、御相談などが寄せられております。こうした声は、教育活動を見直し改善する貴重な機会になることもあり、学校と家庭、地域との良好な関係づくりにおいて大変重要なものでございます。

一方で、近年では、寄せられる意見や要望等の中に学校だけでは対応が困難なケースも見られるようになっております。

こうした中、令和７年６月に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる「改正労働施策総合推進法」が成立し、事業主たる各学校を設置する教育委員会に対し、カスタマーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置を講ずることが義務づけられました。

これを受け、今年の７月28日に知事部局が、翌８月17日に教育委員会事務局が、カスハラ対策に関する基本方針を策定したところでございます。

また、今年２月に教育委員会が策定した「学校働き方改革取組方針」では、学校において対応が難しい事案について、教育委員会と連携しながら弁護士等の専門家に相談できる体制の周知徹底を図ることとしておりました。

こうした法改正の動きや働き方改革の取組を踏まえ、この度、平成25年に策定した「保護者対応事例集」を基にして、学校の特性に応じた内容を整理、充実させ、ガイドラインとして再構成したところでございます。

概要版の資料について説明させていただきます。１ページを御覧ください。本ガイド

ラインの位置づけにつきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。
次に、「保護者等と連携・協働のために」の箇所では、基本的な考え方として、常に子供にとって何が最善かという視点を共有し、子供の安全・安心と成長につながる対応を行う、積極的に学校の取組等について情報発信を行うとともに、保護者等の意見や思いを丁寧に聞く姿勢を持つ、学校全体で情報を共有し、組織的に対応する、必要に応じて県教育委員会や関係機関等と連携しながら課題解決を図るとしています。
また、実際に保護者等へ対応する際の原則として、事実を基に、誠意を持って、法的な根拠を踏まえて、組織的に対応するという四つの柱を、さらに、組織的に対応する基本対応として三つのステップを示しております。
続きまして、２ページを御覧ください。保護者等対応の標準的な手順を示しております。通常の基本対応につきましては、誠実な対応を心がけることを前提に、複数の教職員での対応や、平日の放課後30分以内を目安とすることを示しております。一方で、意見や要望がエスカレートし、教職員の勤務環境を害する場合は、「社会通念上許容される範囲を超えた言動」に当たると判断し、その対応方法を示しております。実際に、「社会通念上許容される範囲を超えた言動」に該当するかにつきましては、苦情、要求等の「内容」や、それが行われる際の「手段・態様」などを総合的に勘案して、教育委員会と連携して校長が判断することとしております。また、本編には、学校現場で具体的に活用できるよう、ＳＮＳ上のトラブルやいじめなど具体的な事例を掲載し、それぞれの場面における対応の考え方や留意点を取りまとめております。
さらには、資料の最後のページにありますように、この度のガイドラインの策定に併せて、保護者や地域の皆様向けのリーフレットも作成しております。今後、学校現場においてガイドラインに沿った適切な対応ができるよう周知を図るとともに、研修などを通じて支援してまいりたいと考えております。また、保護者や地域の皆様に対しては、リーフレット等を通じて、子供たちにより良い教育を提供するための御協力をお願いしてまいります。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員：　教育委員会事務局のカスタマーハラスメント対策の話が先月出ていて、次に学校現場という場所向けのものが出たのだと思うのですが、県教育委員会の方針と、学校に対するこのガイドラインというのは、大きく違うところや共通していないところがあるのでしょうか。

浜岡学校経営課長：　資料の10ページの「２．１　良好な関係づくりを進めるための基本的な考え方」というものを示しております。特に、この①、②です。学校現場においては「①　子供たちの安全・安心と成長が第一」というところと、「②　家庭・地域は協働するパートナー」というのがございます。特にこの②に関してなのですけれども、いわゆる行政と県民という関係ではなくて、地域、保護者の皆様というのは、一緒に子供を育てていくという点で基本的に異なるということでございますので、学校現場につきましては今回、別にガイドラインを策定したところでございます。

志々田委員：　ありがとうございます。
そういう意味で、このガイドラインの名前も良く工夫されておりますし、「カスタマーハラスメント」などという言葉ではない言い方がされているのも、とても大事なこと、ポイントを押さえておられると思ったので、先生方が安心して運用できるように、様々な研修においても、校長先生方にも御説明いただければなと思っています。以上、意見です。

中村委員：　私は、このガイドラインを一見したときの印象と、中身とが大きく違っていたので、正直驚きました。中身としては、先ほど御説明があったとおりで、簡単に言うとカスハラ対策のようなことですよね。特に保護者はモンスターペアレントなどが問題化しておりますので、事務局とまた違うところももちろんありますけれども、そういったところに主眼を置いた対応のガイドラインということで拝見をしました。
個人的に思ったのは、特に今、学校が、子供の安全確保という観点から、地域との関係というものが、近所のおじさんのような方も含めて非常に希薄化していると感じているのです。今は地元の子供たちにうっかり声をかけられない状況になっています。よかれと思って何か言ってあげようと思っても、変質者とか危険人物になりかねないので、何か励ましであったり注意であったりをしたくてもなかなかできなくなっていますし、ましてや学校もいつも閉まっていますので、昔のように簡単に中に入っていくこともで

きない中で、学校と家庭、地域との良好な関係づくりを進めるというところで、私がそういう問題意識もあったもので、このガイドラインにそのようなことも書いてあるのかと思ったらほとんど保護者に対する対応のガイドラインなので、私はこの名称が違うのではないかと、正直感じました。

もう少し分かりやすくすると都合が悪いのかもしれない、違う指摘があるのかもしれないけれども、これはこれで大事なことなので、ここに書いてあることは是非、教員にとっても重要なことなのでしっかりやっていただきたいと思います。また、それらとは別に、先ほどから申し上げているような地域との関わり方ということに対して、何ができるのかできないのか、簡単な問題ではないと思いますけれども、地域との良好な関係づくり、地域で子供を育てていくということの視点から何かできないかと思っていますので、本件の中身とは少し違いますけれども、そこの問題意識が必要なのではないのかという御指摘をさせていただきたいと思います。

浜岡学校経営課長：　今回のガイドラインは、どちらかというと、地域から受ける学校側の対応というような視点で構成されております。今、中村委員がおっしゃった点につきましては、先ほどの施策の点検・評価のところでも少し申し上げたのですけれども、学校運営協議会の一番の狙い・目的が、やはり地域学校協働活動ということで、地域と共に子供を育てていくということが言われておりまして、それを担うのが学校運営協議会になっております。なかなか現状、その学校運営協議会がそういったところまでできていないために、先ほどのＫＰＩの数値も上がっていない、あまり良くなってはいないところが現状ではあるのですけれども、それを今年度、先ほど申し上げました、県立学校におきましては５校ほど置いております地域学校協働活動推進員などが、地域と学校をつなぐ人として、より良くできるような形で今検証しているところでございます。それを踏まえた上で、それが横展開できるような形で、できれば中村委員御指摘の、正にその地域と共に子供を育てるというところができていくのではないかとは思っております。

中 村 委 員：　分かりました。

環境的にはなかなか危険度が増している中で、心配も尽きないとは思いますけれども、今、御説明があったようなことをしっかり検討していただければと思います。よろしくお願いします。

小田原委員：　御説明ありがとうございました。

大きく二つあって、一つ目は、形式面で聞いてみたいことがあるのですが、このガイドラインを配るのは、学校や先生に対して基本的には配って周知をしていくということになるのでしょうか。

浜岡学校経営課長：　もちろん学校にも周知するのですけれども、これはガイドラインも含めてホームページ等で公開するような形にするよう予定しております。

小田原委員：　ということは、一般県民に向けて、保護者にも向けてということになるのでしょうか。

浜岡学校経営課長：　はい。

小田原委員：　分かりました。

すみません、形式面で申し訳ないのですが、このパワーポイントは非常に力を入れて作られていると思うのですけれども、緑の背景に緑の文字があったりですとか、デザインの面で、何でここはこうなのにこっちはこうなのかといったところが何か所かあったので、デザインを再考しても良いのかと思いました。

もう１点、内容面に関してなのですが、もしかしたら中村委員の先ほどの話と通じるところがあるのかもしれないのですが、最初、議題を見て、良好な関係をつくるためのガイドラインというような題目で、その前提で読んだので、中を見たときに、いわゆるカスタマーハラスメント対策というところで、保護者の立場としては何となく少しもやもやとしてしまったのです。もちろんこれは、先ほど言ったとおり、カスタマーハラスメントの対策が元々の出発点でありますし、社会問題化しているというところも分かりますし、ニュースで報道ベースでも見ているので必要だということは重々分かった上で、それでもあえて言わせてもらいますと、こういうものが出たときに、保護者の方が、自分がモンスターペアレントとして認定されるようなことがないように、萎縮して相談しなくなるのではないかと心配しております。内容を読んでいくと、誠実に対応するですとか、初動をきちんとするということは書いてあるので、安易に認定するということはないとは思うのですが、やはり受け取る保護者としては、もやもやいたしますし、すぐにカスタマーハラスメント認定されるのかもしれないなどと思いました。例えば、子供の人間関係の話であれば継続相談ということもあろうかと思うのですが、３回目、４回

目になったときに、しつこいと言われるかもしれないと心配して保護者が萎縮するようなことがあれば良くないと思いましたし、どうしても子供のことなので、親としてはかっとなって何か学校に言ってしまうこともあると思うのです。そのときに、よくよく聞くといじめの話かもしれない内容を聞きそびれるようなことがあると、何だかもやもやとしてしまうところなので、出発点は出発点として分かりますし、必要なのも分かるのですが、そちらの方も少しケアというか、何か少し触れてあると保護者としては萎縮しないのではないかと思いました。

それを踏まえて、先ほどのポスターのところも、表面のところは子供の安心・安全であったりとかパートナーであったりとかということは書いてあるけれども、適切な時間とか、適切な要求とか、表現とかいろいろ書いてあると、なかなか保護者として「大丈夫かしら」となる方もいらっしゃるかもしれないので、その辺のケアをお願いしたいと思った次第です。以上です。

浜岡学校経営課長：　御意見ありがとうございます。

今、小田原委員がおっしゃったように、正当な御意見を伝えられる際も保護者が萎縮してはなりません。概要版の裏面、３ページのところなのですけれども、三つの円が記載されているかと思いますが、「意見や要望、相談等」というのは、これは非常に貴重なものでございまして、これまでも学校としては基本的に真摯に受け止めて対応させていただいたところではあります。その中の一番小さいところが正に今回のガイドラインが対象としている部分で、今回それに関する対応を新たに策定させていただいたのですが、基本は大きな丸のところであって、それはきちんと学校の方でも引き続き受け止めていただくように、今回のガイドラインを配付する上でも改めて県立学校と連携して対応させていただこうと思っております。

小田原委員：　よろしくお願いします。

河 田 委 員：　保護者視点の話だったので、私は逆に先生の視点から申し上げると、前回カスハラ対策の話が出て、「保護者をカスハラ扱いするのはいかがか」とする意見があった中、学校の先生としてはどう対応するのかと思いましたが、次にこういった内容を出され、先生としても「これをまず第一に考えて、こういう手順で対応を行う」という内容がある程度きちんと出たので、私は保護者視点が足りなかったのですけれども、これは非常に良いことであると思いました。

しかしながら、中村委員も言われましたように、最終的には先生方がこの内容に基づきしっかり研修をしてもらえば良いのですけれども、このリーフレットを１枚出して、保護者の皆さんや地域の皆さんに「こんなことをやります」と言っただけでは、何か先生方だけに負担が偏るイメージがあります。今の学校を取り巻く教育界や地域などで、リーフレットだけではなく、「学校はこの方針でやりますので、保護者又は地域の皆さんもよろしくお願いします」という周知と言いますか、理解していただくための活動が両方あって初めてうまく物事が進むのではないかという気がしましたので、先生側はこれでしっかり研修をされるとして、更に保護者や地域の皆さんに、あのリーフレット１枚だけではない、何か良い理解をしてもらう方法を考えていただければというのが意見です。私自身は、カスハラ対策にこの方針を出されたというのは良いことだと思っています。

浜岡学校経営課長：　今おっしゃっていただいた内容に関して、11ページの「２．２　県教育委員会、学校、教職員が取り組むこと」に、それぞれが取り組むことが記載されております。その中で、「県教育委員会として取り組むこと」という中に、保護者等への対応に関する知識や対応力の向上を図り、信頼関係の構築を促進するといった内容を記載しております。また、「教職員として取り組むこと」なのですけれども、当たり前のことではあるのですが、「日常的なコミュニケーション」ということを書いております。今、河田委員がおっしゃったように、「管理職等を中心に、保護者等への情報発信を心がける」といった内容は、改めてここでも記載しておりますので、その辺を踏まえて、地域、保護者とうまく連携が取れるような形で、県教育委員会としても支援していきたいと思っております。

河 田 委 員：　このガイドラインを作って安心して終わりではなく、今言われたようなことを一つ一つきっちりとやって、１年後、２年後に、「これを作ったから良かった」となるように、よろしくお願いします。

細 川 委 員：　御説明ありがとうございました。

最近、三次で建て替わる小学校などは、地域住民に対して開かれた建物として建設されていて、例えば学校運営協議会の方が集まるスペースを校舎の中につくっています。

不審者の問題などもあるとは思いますが、学校運営協議会のような方々に出入りしていただくことによって、学校が地域との関わりをより深く持っていくという意味では、最近の考え方に沿った学校建設であると思っているところです。

この教育委員会会議の場で何度も申し上げましたが、三次市は、私が教育委員を拝命する前から「地域サポーター制度」というものがあって、学校と保護者の間で何かしらの問題が発生したときに間に入ってお話をお聞きするという者が12人ぐらいおりました。18年間続きましたが、実は一昨年ぐらいでその制度はなくなりまして、コミュニティ・スクールに移行しようということでしたけれども、やはりそういう日頃の学校と地域の関わり合いが深くないと、ここでガイドラインをしっかり作っていただきましたけれども、それに沿ってお困り事をどのように解決していくのかというのは、なかなか難しいところではないかと思うのです。この保護者等対応事例を、ここで順序立てて詳細に書いていただいておりますけれども、ステップ１からステップ３までうまくいけば解決するのですけれども、なかなかこのようにはいきません。例えばいじめのところでも、保護者が当該担任の先生と直接話をしたいと校長室に来たときに、会わせることはなかなか難しいと思います。ここで人をどうするかというようなところも書いていただいておりますけれども、それぞれ非常にケース・バイ・ケースで、なかなかこのガイドラインどおりにいかないことも結構あると思います。例えば、被害生徒の保護者が加害生徒と直接会いたいというようなときがありました。私はその場にいましたけれども、非常に圧力が強く「会わせなさい」と言うのです。学校は実は会わせたのですが、非常にこれは適切ではない対応であるということを後で校長に助言しました。このような場合、会わせてはなりません。

そういうような、いろいろな事例を積み重ねることによって、このガイドラインがより充実していくのではないかなと思うのです。

ガイドラインを策定したから終わりということではなく、これを基に学校と地域、それから学校と保護者がしっかり子供の安全・安心のためにどのようにやっていけるかということを、より多く積み重ねて充実させていくべきだと思うのですけれども、その辺のところは、私が申し上げたように、県教育委員会がこのガイドラインをお作りになって、これから将来、どのように発展させていくべきなのだろうということをお考えでしたらお聞かせいただきたく思います。

浜岡学校経営課長：　これで終わりではなく、正にこれがスタートだとは思うのですけれども、実際、今回このガイドラインでも特に強調しておりますのが、県教育委員会との連携というところをはっきりと県立学校に対して書いておりまして、何か困ったことがあれば、それを県教育委員会と連携し、県教育委員会もこれまでのいろいろなところのいろんな事例を蓄積した上で、より良い対処方法を検討します。確かに最後のところに事例集を載せていますけれども、なかなかこのとおりにはいかないとは思うのです。それについては、いろんな事例を積み重ねて、県教育委員会としてもそれを次に生かせるような形で蓄積し、共有していくことが大切だと思っておりますので、そういう形でこのガイドラインをうまく回していけるようにしていきたいと思っております。

細 川 委 員：　ありがとうございました。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
　デザインのことについても、よろしいですか。

小田原委員：　はい。

篠田教育長：　それでは、以上で本件の審議を終わります。
　採決に移りたいと思います。
　原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 全 員 挙 手 ）

篠田教育長：　全員賛成と認めます。
　よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議１　令和９年度に使用する教科用図書の採択結果について

篠田教育長：　続きまして、報告・協議１、令和９年度に使用する教科用図書の採択結果について、

花﨑高校教育指導課長の説明をお願いします。

花﨑高校教育指導課長：　令和９年度に使用する教科用図書の採択結果について御報告いたします。資料は１ページから128ページまでとなっております。

それではまず、文部科学省が行う高等学校の教科書検定、教育委員会が行う採択、学校の使用のスケジュールについて御説明いたします。

資料２ページの「５　教科書検定及び採択の周期」の【教科書検定の周期】を御覧ください。

この表ですけれども、高等学校用教科書の検定は、主として低学年用、主として中学年用、主として高学年用と３段になっていると思います。その中に、検定の欄、二重丸がついております。そして、その下に採択の欄があります。これは検定に合格した教科書を初めて使う年度です。その下に丸がついていますが、それは学校で実際使用する年になっております。

例えば、低学年用の場合、令和６年度に文部科学省が検定を行い、それに合格した教科書を令和７年度に学校が選び、その選んだ教科書を教育委員会が採択します。そして、令和８年度、今年度から学校で使用するというスケジュールになっております。文部科学省の検定は４年に１回ですが、高等学校の場合は、学校が選んで県教育委員会が採択するということは毎年行っております。これがスケジュールになります。

続いて、県立学校の教科用図書の採択結果について御報告いたします。資料の１ページを御覧ください。

本年度の採択につきましては、本年４月の教育委員会会議で決定していただきました、「令和９年度に県立学校で使用する教科用図書の採択基本方針」に基づいて進めてまいりました。

「２　各学校における教科用図書の選定」を御覧ください。

各学校における教科用図書の選定につきましては、各学校の校長が教科用図書の専門的な調査研究に基づいた適正な選定を行うため、教科書選定会議等を設置し、調査研究を進めました。高等学校、特別支援学校の枠内に記載しておりますように、学校の教育目標等に基づいた独自の観点、そして、令和９年度実施教育課程（案）、そして児童生徒の学習状況や障害の状況等を踏まえて、事務局が作成した教科用図書選定資料を参考に教科用図書の調査研究が行われ、原則として、文部科学省発行の「高等学校用教科書目録」、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」及び「令和８年度用一般図書契約予定一覧」等に登載された教科用図書のうち、最も適切な教科用図書を選定しております。

そして、その後、各学校から採択申請書、そして具体的な選定理由等を明記した選定理由書等が県教育委員会事務局に提出されます。

資料１ページの「３　各学校の選定理由書等の審査」を御覧ください。

事務局では、各学校が選定した教科用図書が各学校の令和９年度実施教育課程（案）等を踏まえて適正に選定されているかどうか、また、選定した教科用図書が当該校の児童生徒の状況を十分考慮して選定されたかどうかについて点検・審査を行い、必要な指導をしてまいりました。

続きまして、資料の３ページを御覧ください。点検・指導の結果について御説明いたします。

まず、県立高等学校については、当該校の教育課程で履修することになっている教科・科目の教科用図書が選定されていないという課程はありませんでした。

次に、採択申請された教科用図書の妥当性、そして選定理由書に示された選定理由の妥当性についても、全ての課程において、複数の教科用図書を十分に比較検討し、選定した理由が適切に示されておりました。また、採択申請された教科用図書が当該校の生徒にとってどのような点で適合するかについても、全ての課程において、具体的な生徒実態を踏まえて適切に示されておりました。

次に、各県立特別支援学校については、障害種別の観点を踏まえて最もふさわしい教科用図書を選定するよう指導をしております。今年度の点検の結果、教科用図書について、全ての学校において適切な図書を選定しておりました。

以上の流れと指導の結果を踏まえ、県教育委員会として、これらの教科用図書の選定を適正とみなし、資料の４ページ以降に示しておりますとおり、令和９年度使用教科用図書として採択しております。この県立学校の採択結果等につきましては、県教育委員会のホームページに掲載しております。また、各学校の選定理由書につきましては、県庁の行政情報コーナーで閲覧できるようにしております。

以上で御説明を終わります。

篠田教育長：　ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

志々田委員：　とても分かりやすく説明していただいて、ありがとうございます。仕組みがよく分かりました。

適切に多くの先生方が見ていただいているので順調だと思うのですが、最後のところで御説明いただいたような、地域の方たちにしっかりと選定をしているという手順を見せていって御理解いただくということがとても大事だと思うのですが、以前ほかのところで、保護者の皆さんなどにも見てもらうような機会があったと思うのですが、今回もそういうことはされるのでしょうか。

花﨑高校教育指導課長：　例えば、各学校の学校運営協議会の時に、選定した教科書を置いて、その会議の前後で委員の方に見ていただいたりとか、そういった機会を設けている学校はございます。

志々田委員：　ないとは思うのですが、そこで何か疑問が出たり、「これでない方が良い」といったような御意見をいただいたりするようなことは、これまであったのでしょうか。

花﨑高校教育指導課長：　我々はそういう事例は聞いておりませんけれども、もしあった場合には、学校の方で意見として伺っておいて、その学校の中で協議をして、次年度以降に生かしていくのではないかなと思っています。

志々田委員：　よく分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長：　ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

（14：39）

篠田教育長：　続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴の人は退席をしてください。

【非公開議題】

第２号議案　教職員人事について

県西部公立中学校事務主任の行った信用失墜行為に対する人事措置（減給10分の１　１月）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

県立学校教諭の行った信用失墜行為に対する人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

第５号議案　広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について

広島県いじめ問題調査委員会の委員の任命に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決した。

（15：27）